

札幌学院大学総合研究所

BOOKLET No.1

今日の日本社会と人権

札幌学院大学総合研究所発足記念講演会・シンポジウム

松本伊智朗

伊藤 雅康

水島 宏明

片山 一義

井上 芳保

清水 雅彦

今日の日本社会と人権

札幌学院大学総合研究所発足記念講演会・シンポジウム

松本伊智朗
伊藤 雅康
水島 宏明
片山 一義
井上 芳保
清水 雅彦

札幌学院大学総合研究所 BOOKLET NO. 1

今日の日本社会と人権

札幌学院大学総合研究所発足記念講演会・シンポジウム

はじめに一人権問題としての貧困と日本社会

札幌学院大学総合研究所所長・人文学部教授 松本伊智朗 01

講演

世界人権宣言の六十年と日本国憲法

札幌学院大学法学部教授 伊藤 雅康 05

民主主義とメディアの役割

—「ネットカフェ難民」取材の現場から

テレビジャーナリスト 水島 宏明 33

反貧困戦略と社会科学研究

日本の格差社会・貧困問題の論点

—社会政策研究の立場から—

札幌学院大学経済学部准教授 片山 一義 53

「貧困」の語られ方とその効果

札幌学院大学社会情報学部教授 井上 芳保 63

新自由主義改革・貧困問題を憲法学からどう考えるか

札幌学院大学法学部教授 清水 雅彦 81

札幌学院大学総合研究所について

札幌学院大学総合研究所所長・人文学部教授 松本伊智朗 89

はじめに——人権問題としての貧困と日本社会

札幌学院大学総合研究所所長・人文学部教授 松本 伊智朗

皆さんは、どんなときに「しあわせ」を感じるでしょうか。例えば私であれば、一日の仕事を終えて夕食時に妻と一緒に発泡酒を飲むときがそれです。これがちよつと高いビールでも、「しあわせ度」には変わりはないでしょう。一本何万円もする高級ワインだったらかえって緊張して、「しあわせ」を感じるどころではないかも知れません。「どちらがたくさん飲んだか」とワインの配分をめぐる妻といさかいがおこり、せっかくの夕食を台無しにする危険さえあります。こう考えると「しあわせ」は心の持ち方の問題で、お金のある無しは、あまり関係が無いように思えます。

でも、本当にそうでしょうか。お金のないことと直接的、あるいは間接的に関つて、人間らしい暮らしが脅かされることは、実はそう珍しいことではありません。望む教育を受けられない、病院にかかるとを我慢する、住むところを失う、こうしたこの社会における当たり前の暮らしがあやうくなる問題があるのだとしたら、貧困は単なる購買力の多寡の問題を超えて、人権問題として考えてみる必要があります。そうす。人間らしい暮らしは、「しあわせ」の基盤なのです。

このブックレットは、二〇〇九年一月二十四日(土)に札幌学院大学SGUホールにおいて行われた、札幌学院大学総合研究所発足記念講演会・シンポジウム「今日の日本社会と人権」を元に、執筆、編集されました。伊藤雅康さんによる「世界人権宣言の60年と日本国憲法」は、当日の講演に基づいています。人権という考え方が、実際の問題としてどのように社会に定着していくのか、歴史をふまえて解説されています。

「民主主義とメディアの役割」ネットカフェ難民」取材の現場から」も、当日の講演に基づいています。講演・執筆の水島宏明さんは、日本テレビ解説委員を務めるテレビジャーナリストです。目に見えにくい「貧困」を、映像を主にするテレビドキュメントという手段で伝えることに、先駆的に取り組んでこられました。メディアは、人々の意識を作るうえで大きな役割をはたします。社会の問題として貧困をとらえるということは、その社会の構成員の意識が大切なカギです。普通の人の意識と行動が社会を作るといのが、民主主義という仕組みの原則だからです。

当時はこのふたつの講演を受けて、シンポジウム「今日の日本社会と人権―反貧困戦略と社会科学研究」が持たれました。片山さん、井上さん、清水さんの論考は、シンポジウムでのそれぞれの報告に基づいています。片山さんは、貧困問題をもっと中心的に検討してきた社会政策学の立場から、豊富なデータを用いながら今日の格差・貧困を検証されました。井上さんは社会学の立場から、特に水島さんの報告と関連させながら、「貧困の語られ方」についてメスを入れられました。清水さんは憲法学の立場

から、日本国憲法の可能性について示唆されました。異なる専門研究から同じ問題を論じてみることはたいへん刺激的ですが、その必要を改めて感じるシンポジウムでした。

人権は社会のあり方を考える上での基本概念です。貧困は今日の社会が直面する深刻な応用問題です。「職場」と「家族」が相対的に安定していることを前提に、社会福祉など人びとを支える社会的な仕組みの構築を後手にまわしてきたのが、日本社会です。そのツケが、今日表面化しているのかも知れません。このブックレットを通して、読者の皆さんと一緒に日本社会の今とこれからを考えたいと思います。

世界人権宣言の六十年と日本国憲法

札幌学院大学法学部教授 伊藤雅康

世界人権宣言の採択日は、一九四八年十二月十日ですので、正確には六十年を一カ月ほど過ぎておりますが、六十年という数字は人生でも還暦と呼び、一つの節目とされます。これを機会に、ほぼ同じ頃に作られた日本国憲法とともに振り返ってみようと思いました。また、最近の格差問題、貧困問題を人権の視点で考える前の土俵づくりのつもりです。人権の保障にはどういう歴史があり、考えるべき事柄は何かをご理解いただければ幸いです。

ところで、この伊藤が何者かをお話ししたほうが、きょうの話の雰囲気をつかんでいただきやすいかと思えますので、これまでの研究上の関心について、まず述べさせていただきます。紹介にありましたように、私は労働者の経営参加権に関心を持っています。労働者の権利といいますと、ふつうは日本国憲法で保障されている勤労の権利や団結権、団体交渉権、争議権が憲法研究者の関心の向けどころですが、私の場合には、労働条件の問題も重要な問題ではあるけれども、労働者の生活にとって果たしてそれだけでいいのだろうかという思いが、大学院生の頃からありました。

会と人権 と社会科学 研究



私は最初に公表した論文の書き出しに、社会政策論の研究者である熊沢誠氏の著書に引用されたある労働者のコメントをもってきました。それは、「一人だけで残業を拒めば、あるいは一人だけでコンベア作業に怠業をもつてすれば、必ず仲間に仕事の負担がかかるからいけない」というものです。熊沢氏は、そこには「ある種の戦友愛」が感じられるとして、肯定的に引用しています。熊沢氏は、戦友愛と呼べるようなそういう気持ちの存在は、さしあたり資本にとって歓迎すべきものであるけれども、然るべき条件のもとでの闘争を支える連帯の基礎ともなるので、そうした労働者の心情を理論的にどう酌み取っていくかということが大切だと書かれています。

畑違いの私はそれを自分なりに受けとめて、企業で働く人たちの、自分の業務のあり方、その業務が社会にもたらす影響、その業務の内容を通して実現したいこと等に対するいろいろな思いを、どうにか労働者の権利論として酌み取っていけないか、ということを研究の最初の問題意識として持ちました。

一言でいいますと、「働きたい」というような言葉でくくることのできる事柄です。

私がこのようなことを思った理由ですが、私の大学院生時代は一九八六年四月から一九九一年三月まで、バブル期とほぼ重なります。その経済的状况のよさが、経済的条件以外の問題に私が目を向けた

背景だったかもしれませんが、それよりも、私的な事柄ですが、私の両親が昭和二（一九二七）年と昭和六（一九三一）年の生まれで、私は幼いころから戦中や戦後すぐの頃の経済状況、生活ぶりについて聞く機会が多くありました。私に「社会的物心」がついた一九七〇年代は、高度経済成長が終焉した後の時期ですが、私には日本社会もそれなりに経済的な達成感を持っていたように思えました。そういう時代の雰囲気を受け止め方が、経済的条件よりも「働きがい」に関心をむけるきっかけになったのかなと思います。

ただ、大学院生時代がバブル期と重なったことは、違う意味で「働きがい」への関心を生みました。当時私が在籍していた大学院の教官や大学院生の中には、バブル期の日本企業の活動を見ながら、非常に乱暴な資本主義だと感じ、そういうものに対して何か言えないか、という議論をする人たちがいました。私も、ヨーロッパの企業は、同じ資本主義経済のもとであっても、もう少し公共心や節度があるのではないか、と思いました。日本でそうした節度ある企業活動を実現するとしたら、国がそのために「上からの規制」をすることも必要ですが、そのなかで働く人たちが企業の活動についての自分たちの考えを反映させながらの「下からの規制」ではどうかと考えはじめたことも、「働きがい」への関心とつながっていたと思います。

また当時は、一九八六年のチェルノブイリの原発事故などをきっかけに原発運動が盛んでしたし、環境問題に対する関心も高まって、それらからも企業のあり方が問われていたと思いますし、南北問題

についても、アフリカの飢餓問題などを初めとして、「南を搾取する北」として、先進資本主義のあり方が問われていたように思います。

そのなかで私自身は、フランスの制度に関心を持って研究を始めました。フランスの憲法では労働者の企業経営への参加権が規定されています。法律によつて、企業内に「企業委員会」という組織を作ることが決められていて、その委員長は使用者ですが、残りの委員はすべて従業員の選挙で選ばれます。従業員は、「ブルーカラー」層と「ホワイトカラー」層の労働者、中間管理職の二つの選挙人団に分かれ、それぞれの選挙人団の従業員数を根拠に委員数を定めて委員を選びます。その企業委員会は、企業の状態や活動について情報提供を受ける、企業の方針変更について諮問を受ける、福利厚生事業を管理する、などの形で企業の活動に関与しています。そのようなことに関心をもつて研究をしてきました。

1. 世界人権宣言の採択と日本国憲法の制定

世界人権宣言の採択までの憲法の潮流は大きく二つに分けられます。一つは、一九一九年にドイツでつくられたワイマル憲法の流れをくむ資本主義諸国の憲法であり、もう一つが、一九一八年に旧ソ連でつくられた憲法を先駆けとする社会主義諸国の憲法です。

人権については、資本主義諸国の憲法は、人にならだれにでも保障される権利という近代当初の考え方を引き継ぐものでしたが、社会主義諸国の憲法は、社会主義体制になるまで搾取される立場にあつた

労働者や農民の権利という形で権利を定めました。また、資本主義諸国の憲法は、「自由」といつてもそれは抽象的に定められたものでしたが、社会主義諸国の憲法の場合には、その自由を裏づける物質的な条件、例えば、出版に必要な物質的な手段、集会に必要な場所や設備の提供、の保障までも国の責任としました。また社会主義諸国の憲法は、労働や生活にかかわる人権を詳細に規定しますが、資本主義諸国の憲法は、国民が社会主義を目指すほどに不満を募らせない程度に、社会権をそれなりに保障するにとどまりました。人権について、このように考え方の違う二つの流れがあるなかで、国際社会は世界人権宣言の制定に向かいます。

さて、一九四五年の国際連合憲章の中で、「人種、性、言語又は宗教による差別なく」人権を尊重することが規定されました。その国際連合憲章以前には、一九四一年にアメリカのルーズベルト大統領が、言論と表現の自由、信仰の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由の「四つの自由」を戦後の世界で尊重されるべきものとして提示し、それは、世界人権宣言の前文に受け継がれます。そして、一九四一年にルーズベルト大統領とイギリスのチャーチル首相が署名した「大西洋憲章」、一九四二年の連合国宣言でも、自由の保障が謳われます。そのような流れを受け、国際連合憲章の中に人権の尊重に関する規定が盛り込まれました。

国際連合には「経済社会理事会」という機関があり、そのもとに人権委員会が設置され、そこが戦後の国際社会における人権について定める章典の作成を検討する舞台となりました。検討する中では、章

典を大きく三つの部分に分けて定めることが決定されます。一つ目は、人権の具体的内容を明確にはするが、法的拘束力のない宣言という形のものです。二つ目は、人権の尊重を条約の形で各国に義務づける人権規約という形のもの、そして三つ目は、人権の国際的保障を与えるための実施措置、です。後に、一つ目が世界人権宣言に具体化し、二つ目が国際人権規約という形で実現され、三つ目は、それぞれの規約で定められていくこととなります。

ただ、同じ連合国として戦った国々の中でも、社会主義諸国と資本主義諸国の間では考え方が違い、世界人権宣言は「反対なし」で国連総会において採択されたものの、ソ連や東ヨーロッパ諸国といった社会主義諸国は、その採決を棄権しました。

成立した世界人権宣言は、前文と三十個の条文で構成され、その規定の三分の二近くを自由権に関する規定が占めます。これは、成立までの流れからすれば、社会主義諸国よりも資本主義諸国の考え方が強く反映したものと言つてよいかもしれません。この世界人権宣言は、前述の人権委員会の決定に沿つて、各国を縛るものではありませんが、その後の国際人権規約や、ヨーロッパ、アフリカ、アメリカといった各地域の基本的な人権条約に、基礎を与えるなど何らかの形で影響を与えた非常に重要な文書です。

その世界人権宣言とほぼ同じ時期の一九四六年に制定され、一九四七年に施行された日本国憲法の人権保障についても、ここでその特徴を三点ほど述べようと思います。

まず、人権条項の特徴ですが、ヨーロッパ諸国の憲法にはすでに十八世紀、十九世紀に登場していた、すべての人に保障される人権という定式の「近代的人権」、近代的人権とは、信教の自由、表現の自由などのように「○○の自由」という名前のものが典型ですが、それが定められ、それとともに、二十世紀になってワイマール憲法以降の憲法で定められるようになった社会権、すなわち生活や労働などの面でのさまざまな保障を国民が政府に求める権利についても日本国憲法は盛り込みました。二十五条に生存権、二十六条に教育を受ける権利、二十七条に勤労の権利、そして二十八条に労働基本権、労働三権という形で、現代的な人権を定めています。加えて、まだ他の国の憲法では登場していなかった平和的生存権を、日本の国民の権利という形ではなく、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を持つのだという形で、前文で決めました。

このように、日本国憲法はさまざまな種類の人権を一挙に決めましたが、それがその後、どういう人権の保障がまず優先されるべきなのか、何が大切なのか、についてのいろいろな意見の違いを生み出す、一つの背景にもなったかと思えます。

二つめに、政府が憲法の人権規定を守らない場合、日本国憲法の下で国民ができることは二つあり、その一つは、政治的なルートを通じて、国民の代表者として活動する人たちに、人権を保障するよう求めることです。そして、もう一つの手段が、実際に自分の権利が侵害されたと感じる人が、その権利を争う裁判の中で、政府の行為は憲法違反だと主張し、裁判所にそのことを宣告してもらおうという制度で

す。これを違憲審査制といいますが、日本国憲法は日本で初めてそれを導入しました。

三つめに、平和主義の「対国内的意義」についてです。憲法は平和主義を定めていますが、その後の現実には憲法が予定していたようにはならず、自衛隊という軍事組織がつくられ、その活動を展開するための法律が整備されるなど、少し違う方向に進んでいます。しかし、かりに日本国憲法が定めるとおり
に現実が進行するとすれば…という話です。大日本帝国憲法では、軍隊が認められ、軍人についての権利制限の規定があり、また、実際に軍隊が活動をする場合に、通常の法律などの規定の効力を一時停止して、権限を行政にゆだねることを定める規定を置いたりして、市民の権利を制限することもできました。このように、軍隊の活動を認める場合には、それに伴う人権制限が想定されますが、日本国憲法の場合には、軍隊を認めていないので、それに伴う人権制限は定められていません。また、外国の例を見ると、軍事組織がある場合、その軍事組織が政府の転覆を図ったりして、一時的にせよ人々の権利にとつて非常に抑圧的な体制をとることがあります。軍事組織がなければ、そういう不安もありません。従って、戦力を持たないという選択が人権に与える影響は非常に大きいと感じますので、日本国憲法の人権保障の特徴の三点目としてこのことに触れました。

2. 国際社会における人権保障の展開

次に、国際社会におけるその後の人権保障の展開を簡単にたどっていきます。

まず、世界人権宣言が採択された翌年の一九四九年に、国連の人権委員会によって国際人権規約の草案の作成作業が始まります。しかし、それでも社会主義諸国と資本主義諸国との間に意見の食い違いが出てきます。一言で言えば、社会主義諸国は社会権を重視し、資本主義諸国は自由権を重視するという対立です。社会主義諸国は社会権が人権の中核であると考えるのに対して、資本主義諸国の方では、さまざまな自由権が保障され、国民が政府の政策を批判して、それを変えさせる可能性があることが重要だ、と主張しました。そのなかで、国連は単一の条約をつくることを諦め、自由権に関する規約と社会権に関する規約に分けてつくることを決断しました。また、一九五〇年代半ば以降、従来植民地であった地域が独立国となり、その独立国が国連の中で発言権を持つようになると、今度はそういう国々が、経済的な基盤が弱い中で、社会権の実施の厳しい義務付けに反発の声を出すということになりました。

そういうさまざまな対立の中で、一九六六年に社会権規約と自由権規約という二つの国際人権規約が成立します。その二つの規約に共通する特徴の一つ目は、それぞれ非常に詳細に人権の内容を規定していることです。日本国憲法の人権の規定と比べると、一つ一つの条文が非常に長く、明示される内容も日本国憲法にはないものが存在します。共通する特徴の二つ目は、第一条で人民の自決権に言及していることです。世界人権宣言は自決権を定めませんでしたし、少数民族の権利についても言及していません。しかし、国際人権規約では、人民の自決権が確保されてこそ、それぞれの国内での人権の保障が十分になるとの観点から、これが非常に重視されています。また、世界人権宣言と違って、国際人権規約

は法的拘束力を有します。ただし、国際社会には制度的には絶大な権力を持つ唯一の国があるわけではなく、各国は対等な形で国連に加盟しています。ですから、人権規約で義務づけられたことを行っていない国に対し、たとえ国際連合の機関であっても強力な制裁をすることは大変難しく、緩やかな義務づけということになります。

次に、社会権規約と自由権規約の違いについてですが、まず、義務の履行について、社会権規約が、権利の完全な実現への漸進的な達成に向けて取り組む義務を定めるのに対し、自由権規約は、権利の尊重と確保の義務、即時実施義務を定めます。社会権規約の場合は、財政的なことを含めた新たな措置の実施が必要ですが、自由権規約の場合には、その内容の実現について、基本的には国が新しく何かをしなければならぬことはないのです、こうした違いが出てきます。二つ目に、両規約とも、締約国に定期的にその権利の実現状況について報告を提出することを求めています。報告提出以降の手続きに違いがあります。社会権規約では、報告を提出したら基本的にそれでおしまいです。自由権規約では、報告について自由権規約委員会が審査をして、必要があれば提出した国の政府に対して意見を述べることができます。あわせて、自由権規約では、同時に採択された「第一選択議定書」で、締約国に属する個人が自由権規約に定められている権利を侵害された場合に、国内で使える権利救済のための手段をすべて使った後であれば、国連に通報できることが定められ、自由権規約委員会がその審査を行うことになっています。

続いて国際人権規約の以降の人権に関する条約の展開を見て思うことですが、一つは、差別の問題や人身の自由に関する条約が数多くつくられており、近代以前に問題となった事柄がなお国際社会で重視されていることが印象的です。拷問等禁止条約は一九八七年になって発効したまだ新しい条約ですし、「対テロ戦争」下で收容された人たちに対する拷問や虐待の問題も、皆さんの記憶に新しいところかと思えます。余談となりますが、昨年からあらためて話題になっている小林多喜二氏の『蟹工船』について、私としては、小林氏の生涯とダブらせているのかもしれませんが、拷問を中心とする当時の捜査、取り調べのあり方の過酷さが非常に印象に残っています。私自身はたぶん拷問にはとても弱い人間で、そういうことをされるとすぐに何でもしやべってしまうと思うので、そういうことのない社会がいいと学生のころに思っていました。

二つ目に印象的なのは、具体的に規定された人間像に基づく条約、例えば、女性である、特定の人種に属している、障害者である、あるいは児童であるといったところに着目し、そういう人たちの人権を保障する条約が数多くつくられているということです。

それに対して、三点めですが、社会権の保障は、もちろん児童の権利条約や障害者の権利条約には福祉に関することも含まれますが、社会権の各領域をそれとして扱う個別条約が相対的に少ないという印象があります。さかのぼって、社会権規約を見ましても、たしかに労働に関するもので幾つか基本的なことが規定されていますが、生活に関しては、たとえば社会保障についての権利が、「この規約の締約国

は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める」という短い条文で定められていたり、相当な生活水準についての権利が、「相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の改善についてのすべての者の権利を認める」という形で定められているぐらいです。社会権規約自体もその内容はあまり豊富だとは言えないと感じられ、その後の人権条約の展開を見ても、社会権保障の困難ということを感じさせます。

ただ、その中で、四点めですが、人権保障機関が設けられてきているのは、非常にいいことだと思います。国連の中では、国際人権規約の起草などに携わった人権委員会が、二〇〇六年に人権理事会に格上げされました。その前になりますが、一九九三年に国際連合人権高等弁務官事務所が設立されています。司法機関としては、ヨーロッパや米州やアフリカの各地域の人権条約でそれぞれ、人権問題を扱う裁判所を設けています。人権条約実施機関としても、社会権規約、自由権規約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、児童の権利条約の六つについては、人権の状況について各国の政府から報告を求め、それを審査できるようになっています。先ほど社会権規約について、当初は提出された報告の審査がなかったことを紹介しましたが、一九八五年に社会権規約委員会がつくられ、報告の審査を行うようになりました。また、この六つの条約については、締約国の個人からの通報制度が徐々に整備されてきています。先ほどの自由権規約以外でも、人種差別撤廃、女子差別撤廃、拷問等禁止の各条約については、既に個人通報制度が存在し、昨年十二月には、社会権規約についても個人通報制度を

設けることが国連で決定されています。また、児童の権利条約についても、今国連で検討されている最中だということです。

さて、そのように人権条約が整備されてきた中で日本政府のかわり方ですが、一つは、条約の批准の際に、一〇〇%は実施できないことを示す「留保」というものを述べたり、国連の行う条文の解釈のままだと実施できないから、日本政府なりの解釈をします、という「解釈宣言」を行ったりすることがあります。例えば、社会権規約の批准に当たって日本政府は、中等教育における無償教育の漸進的導入について留保しています。そして、日本は公務員にストライキ権を認めていないので、ストライキ権の付与についても一定の分野について留保しています。また、人種差別撤廃条約の場合には、人種差別をとおるような表現を禁止し、そうした団体や活動への参加を犯罪とすることについて、日本政府は、表現の自由などの保障と抵触しない限度で認める、との留保をつけています。

それでは、留保や解釈宣言をつけないで批准すればいいかというと、簡単にそうとも言えなくて、なかには、条約の批准の際に、条約と抵触するから改正すべき法律があると専門家などから指摘されても、日本政府はそれをせずに批准することがあります。このような姿勢は、批准に対する誠実さや、その後の条約の実施についての真剣さを疑わせます。そういったことの方が、留保をし続けること以上に、もしかしたら問題かもしれません。

二つ目に、未批准条約の存在があります。インターネットの国連の人権高等弁務官事務所の公式サイ

トで主要な条約として掲げられているものの中でも、自由権規約の第一選択議定書、同じく自由権規約の死刑の廃止に関する第二選択議定書、ジェノサイド条約、反アパルトヘイト条約、女子差別撤廃条約の個人通報制度を定める選択議定書、拷問等禁止条約の個人通報制度を定める選択議定書、移住労働者の権利条約などが未批准です。そのサイトでは、各条約について各国の批准状況を見ることができますが、たくさん批准国が並んでいる中に日本がない、という状況です。もちろん、一つ一つについて批准できない事情があり、それに個別に言及しなければならぬのですが、そういう状況になっていること自体、一つの問題だろうと思います。

三つ目に、人権条約実施機関からの指摘への対応が、一言で言うとは誠実ではないという状況があります。これについては、後に改めて触れます。

四つ目に、日本国内の法の効力の序列のなかでは、条約というのは法律より効力が強いと学説は言っていますし、裁判所もそう考えているはずですが、裁判所は、裁判の当事者が事件に適用される法律についてこれこれの条約に違反していると主張しても、ほとんどきちんと審査しないことが問題だと指摘されています。また、九〇年代半ばに最高裁判所がたくさんの事件を扱っていて大変だということで、上告理由を制限する裁量上告制度が導入されました。そのことによって、条約違反も、必ず上告を受理しなければならないものではない、と位置づけられました。国際人権条約の国内実施ということでは、これも問題なのではないかと指摘されています。

3. 戦後日本における人権保障と人権論

さて、次に、現実の人権保障と人権についての語られ方がどのようなものであるかを述べたいと思います。

第一に、先ほど省略した人権条約実施機関からの指摘への日本政府の対応に関してです。政府からの報告に対して出される人権条約実施機関の見解を見ますと、まず、そこで指摘されている人権問題の多様に目を惹かれます。そして、その指摘への対応が、一言で言うところ誠実ではないという状況があります。

例えば、日本政府の提出した報告に対する自由権規約委員会の見解について言えば、一番最近のものは、二〇〇八年十月に日本政府に対して示されたものです。その前は一九九八年ですから、十年前です。この一九九八年の見解は日本政府からの第四回報告に対してのもですが、自由権規約委員会は、第三回報告の検討の後に発せられた勧告が大部分履行されていないことを指摘しています。そして二〇〇八年の第五回報告に対する見解では、一九九八年の見解で述べられた勧告の多くが履行されていないと言っています。つまり、両方を見解に共通するのは、委員会が行った勧告に、日本政府はほとんど従っていないということで、そのことがいずれも見解の最初のほうで述べられています。

今回の第五回報告に対する見解は、全部で三十項目近くあるので、選びながら述べます。例えば、女性の雇用に関して、会社の中に総合職と一般職という二種の職種を設け、事実上女性が総合職を選べな

い状況に追い込むなどのことを「間接差別」と言いますが、日本政府はその防止のための効果的な措置をとることが求められています。また、死刑問題について、世論調査の結果いかんにかかわらず、締約国は死刑廃止を前向きに考慮し、国民に対して、必要があれば廃止が望ましいことを伝えるべきだ、と述べられています。そして、警察が容疑者の取り調べをする際、本来は拘留所に収容しなければならぬのに警察の施設に留置して取り調べなどを行うことについて、かねてから批判されているところですが、そういう制度の廃止も求められています。庇護申請をした外国人が本国に戻ると虐待などを受けるおそれがある場合の送還について明示的に禁止するための法改正も求められています。また、最近、市民運動家と公務員が、政府に批判的な内容のリーフレットを私人の郵便箱に配布したことがありました。これとの関係では、不法侵入についての法律や国家公務員法のもとで逮捕、起訴されたとの日本政府の報告について「懸念」を表明し、表現の自由、参政権に対する非合理的な制約を廃止すべきだ、と述べています。過去の例からしますと、今回のそれらの指摘も、次の第六回報告審査のときに、「履行されていない」と言われかねません。

そうしたことを含め、人権保障の現在をどう評価したらよいでしょう。政府の介入との関係で人権保障を見ると、一つは個人が自由にやりたい領域について、政府による妨害を排除することを求めること、もう一つは自分だけの力では何ともし難い領域について、政府がさまざまな施策に基づいて援助を行うよう求めること、その二つの柱で人権保障は説明されます。それぞれの人権がどちらの柱を基本とする

ものかを見ながら、それと照らし合わせて現実を見ていかなければならないわけです。しかし、実態としては、一方では、本来は政府からの妨害を排除することが基本になっているはずの自由の領域について、政府が法律でさまざまな制限を加えることが多いのではないかという問題が指摘されています。他方で、生活や労働などの場面で、政府がもつと積極的に行っているいろいろな政策を展開すべきなのに、政府がそれを行っていない、あるいは不十分なのではないかと言われます。つまり、政府が出てくるべきではないところに政府が出てきて、出てくるべきところに出てこないという状況があるのです。

そういう現状ですが、過去の歴史を振り返ってみると、憲法で人権が定められるというのは、信教の自由が保障されていないから命を奪われた、あるいは人身の自由が保障されていないから拷問で殺されてしまう、という端的な例を含め、それまでの歴史の中でいろいろな苦しみを人々が味わう中で、何とかこれだけは政府に守ってほしいということを経験してきたのだと思います。その意味では、もともと人権は、秩序立って、順序よく、整理された形で、誰かが頭で考えてつくるといったものではありません。むしろ、一個一個は切実さの中で出てきたものなのです。

しかし他方で、実際に裁判などで理論的に権利の問題を争うときには、ただ現実の必要性からだけではなくて、その権利が保障されるべき理論的な根拠をきちんと出さなければなりません。そこで学説では、人権保障の根拠づけの理論についてのいろいろな議論を行います。それは必要な作業だと思いますが、一方で、現実の痛みがその理論の枠組みからこぼれてしまうのではないかと思えるものもあります。

そういう意味で非常に難しい作業をしているわけですが、ただ、先に述べたように、人権の保障の問題は、現実の歴史の中から生じた必要性というところで、多くの人々にその必要性を実感してもらうことが大切だと思います。ちなみに、最初のほうで、資本主義諸国が社会権を規定するようになった背景に、社会主義諸国の登場があると述べました。一九八九年以降の社会主義諸国の体制転換は、経済体制としての資本主義の勝利を示しているということがよく言われています。人権保障においても社会権の保障について政治の努力が弱まるという背景になったのではないかと考えますが、これについては問題提起にとどめたいと思います。

次に、人権について理論的にはどういうことが語られてきたかについて、大まかに述べます。まず、法律学の中というよりは、他の分野、あるいは一般の方々の中に、人権を突き放す議論が昔も今もあるように思います。それは、現実には権力を持つ人たちは、人権の保障を軽視して自分の好きなことをやりたいはずだから、憲法に人権が書かれていても当てにならないし、逆に、書かれていることよって、政府があたかも人権を保障しているかのような錯覚を与える、というような議論です。また、一九六〇年代に福祉国家論を政府が唱えたときに、かなりの批判が出ました。ここでは、国民生活全体にかかわっていくという姿勢で、自由権として国家の妨害が排除されている領域までも含めて、政府が関与しようとするということについても批判されましたが、同時に、福祉や労働、生活の場面で政府が何かやると言っても当てにはならない、現実を隠蔽する議論だ、との批判もありました。そこには、社会権が憲法に書

かれていても、現実には保障されるはずのないものだ、という突き放した認識があったかと思います。ただ、法学を専攻する私としては、条文で規定されたのであれば、少なくとも形の上ではそれを守ると約束したことになるので、それを足がかりに少しでも現実を変えていくことが必要なのではないかと考え、右のような議論に対して距離を置く感じはあります。

それでは、人権の保障を実際に何とか形にしていこうということでの、法学の内部での議論について憲法学を中心に見ていきます。そもそも日本国憲法ができるまでは、自由権を中心とする近代的人権すら憲法では保障されていなかったもので、少なくともまずは自由権に議論の主要な関心が行ったのはしかなかったことです。私も学生時代にたまたま法廷傍聴をしたこともあつて選挙運動の自由に関心を持ち、拷問問題から人身の自由に関心を持ったように、自由の確保という問題は非常に大切だと感じます。

さらに、多くの人は人権問題というときに、国が法律で自分の人権を侵害するということよりも、自分以外の私人―会社、労働組合、地域社会などですね―、つまり、社会の誰かが自分の人権を侵害することの方を切実な人権問題として認識し、それを解決する必要があると考えているのではないかと、思います。それについて憲法学でしている理論的作業、私人間効力論、基本権保護義務論などの名前だけをあげておきますが、そうした作業においても、どの人権に関する議論になっているかといえ、自由権に主眼をおきながらのものになっています。

他方で、社会権については、ということが議論されてきたか。高校の社会科学の教科書の中にも、「プ

「プログラム規定説」という言葉が出てきます。一言で言うと「プログラム規定説」は、社会権に関する規定は、もともと国会や内閣などの政治部門にそういうものを保障することを目標としなさいと命じたものであって、かりに社会権が保障されていないと思っても裁判では争えない、という考え方です。しかし、実際に生活に困っている人は、国会や内閣に法律をつくらせ、運用させることができないう中でそういう苦境に追い込まれているのだから、裁判所ぐらいは何とかその苦境を救ってくれないか、と思うでしょう。それに対して、裁判所が、それは裁判で争えないのです、と言ってしまっている状況はよくない、ということ、法律学のほうは一生懸命それを克服するための議論をしてきました。

そうしたことに多くの関心が集中していたなかで、フランスの歴史、思想に立ち返り、もちろん社会権の領域の事柄のなかには国家の政策によって実現すべきものがあり、人は政府にそれらのことを要求する権利があるけれども、それよりも中心となるのは、労働者や社会保障を受けている人たちなどの集団によって、原則として国家の介入を受けずに物事を決めて、それによって内容を充実させていく権利であるはずだ、ということが、約四十年前に「下からの社会権論」という形で唱えられました。私が関心を持っている労働者の企業経営への参加権も、フランスでこのような問題関心から自主的に自分を取り巻く問題を決めていくという発想で出てきているものです。

その後、労働分野、特に労働条件決定の基礎付けとして自己決定を援用する議論が二十年ぐらい前に出てきます。憲法十三条に基づいて、自分に関する事柄は自分で決定できるという権利である「自己決

定権」が保障されることは、憲法学ではそれ以前から言われていましたが、労働法学の分野から、労働条件の決定についても、その自己決定の理念を根拠に据えて考えることができるのではないかと、という問題提起がありました。また、近年、憲法学、社会保障法学のなかで、社会保障の権利についても自己決定または自律を根拠に据えようという議論が出されています。つまり、国家から何かしてもらおうという権利ということよりも、自分で決めていくということについての理論づけへの関心が続いているわけです。ただ最近、この傾向があたかもすべての人が自己決定できる状態にあるかのような前提での議論の立て方であるとして、自己決定できない状況にある人たちに對して、その人たちを自己決定できる状況に持つていくものとして社会権を考える必要があるのではないかと、との問題提起がなされています。このような感じで、社会権についても少しずつ議論が展開しているという状況です。

4. 人権保障をめぐる検討課題

そういう今までの人権条約の展開、日本の現実の人権保障のあり方、それをめぐる理論の動向を踏まえて、私なりに人権保障をめぐる検討のポイントだと思ふことをいくつか、午後の講演やシンポジウムの内容との関連も意識しつつ、述べたいと思います。午後のお話をお聞きになる際に頭の片隅においてもらえたら幸いです。

まず、人権主体をめぐるのですが、先ほど、国際条約の中で具体的に規定された人間像に基づく人権

条約が数多く作られていることを紹介しました。その具体的に規定された人間像に基づく人権を考える際に、ここでは、「くだからこそ」の人権が主張されているのか、それとも「くにも」の人権なのか、を意識すると見えてくるものがあると思います。

まず、マクロな視点で、具体的人間像に基づく人権の人間像相互間の区別を可能にします。「くだからこそ」の人権というのは、例えば児童、障害者などのカテゴリーの人たちに、その人たちが特別に困難な状況に陥っているからこそ人権を保障すべきだというものです。先に出てきた国際条約の種類でいえば、児童の権利条約、障害者の権利条約などはそういうものが中心になっていると思います。他方で、女子差別撤廃条約とか、人種差別撤廃条約については、そもそもその人たちは権利を奪われる根拠がないはずなのに、現実には奪われてしまっている、だから他の人たちに与えられている権利は、当然その人たちに「にも」与えられるべきだ、ということ、差別の撤廃、つまり、他の人とその人たちを分けている壁をどンドン取り払っていくことが中心になっていると思います。

ただ、それぞれの人権条約の中には、反対の要素が含まれているのも事実です。例えば、子どもの権利というときには、一方で、子どもは成長途上だから、子どもに「だからこそ」認められるべきものがあるのに対して、他方で、子どもも一人の人間である点では変わりはないのだから、例えば表現の自由、信教の自由は子ども「にも」ちゃんと認めるべきだ、とされるのがその例です。このように、子どもという一つのカテゴリーのなかで、保護を必要とする領域は何で、自律した者として扱うべき領域は何か、

という区分けをするミクロな視点も、この「くだからこそ」の人権、「くにも」の人権という区別が与えてくれると思います。

この区別はもう一つ、具体的に規定された人間像に基づく人権主張をする際に、その焦点をクリアにして、特に「くだからこそ」の部分の主張に力点を置くことで主張のインパクトを強めようとする際にも有用なのではないか、と思います。例えば、障害者の政治参加の権利の保障との関係で、立会演説会の復活を求める場合、立会演説会自体は、選挙区に立候補している複数の候補者が一堂に会して演説を行い、有権者は対比しながら候補者の意見を聞ける場であり、一般の有権者にとっても大変貴重な場であるので、その復活は一般の政治参加の権利の保障の問題として提起し、それとは別に、かつて立会演説会で手話通訳が付いていたこととの関連でこそ障害者の政治参加の権利の保障の問題として立会演説会の復活が重要なのだということを強調するために、選挙に関する演説などの機会に手話通訳や字幕、パソコンテイクなどを充実させることを主張し、その一環として、立会演説会という場がそういうことにふさわしいという語り方をするので、障害者の人権として主張することの意義がクリアになるのではないかと感じます。

それから、人権主体にかかわる二つめの問題として、集団も人権主体に組み入れることについてどう考えるかがあります。国際社会の中では、一九七〇年代以降、発展の権利をめぐる議論動向のなかで、人民や集団が権利主体の一つとされます。もちろん、国内人権の場合でも「法人の人権」論という議論

があります。ただ、権利論の中では、集団も国家と同じく個人を抑圧する可能性のある警戒すべき対象の一つとされるもので、集団の権利を認めることで、果たして個人の権利、特に集団に属する個人の権利に影響はないかについて考えなければならず、慎重さを要する議論だと思えます。

次に、人権に対抗する「権力」の問題です。もともと憲法で人権を定めるとき、国家による妨害を排除し、あるいは国家に積極的な施策を求めるといのように、国家権力との関係で構想するのが原点でした。しかし、現実には、大企業、大きな労働組合、大きな社会団体、あるいはマスメディアが、個人の権利を侵害することもあると認識されていて、社会的権力というものを想定しながら人権論を語ることも、一般的になってきました。そして、「どこまでのマイクロ化」と書きましたが、問題の切実さについて共感するので、例に挙げて申しわけないのですが、例えば、「いじめ問題」が人権問題としてよく語られます。ただ、そこで人権侵害をすると想定されているのは、同級生、上級生あるいは下級生ということ、国家権力とか社会的権力というものに比べれば、その力はすごく小さいものです。どこまでの力関係の差を人権論は組み込んでいくべきなのか、それが検討課題になります。もちろん、いじめ問題は解決すべき問題である、ということについては、私も全く同意をすることがあります。

それとの関連で、国家への適正な役割配分という論点もあります。原点からすれば、国家自体が人権侵害をする最たるものであるわけですが、他方で、社会的権力による人権侵害の場合には、国家にその人権侵害を止めてもらわなければなりません。つまり、「国家は悪だから人々の生活の場面から撤退する

のが望ましい」ということではなくて、「どこに」、「どういう手段で」顔を出してもらうかを考えることが必要です。「健康」問題を例に考えますと、憲法は二十五条で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障を国に求め、二十五条の二項で「公衆衛生の向上及び増進」を国の責務としていて、健康について国に積極的な施策をさせようとしています。他方で、健康はその人個人の問題なので、自分の健康状態をどうするかを選択はその人に任せられるべきだ、という面もあつて、同じ健康問題でも国が責任を持つ領域と個人の選択にゆだねる領域があるわけです。

そのことは、わたしたちの構えという面から言えば、どこまでを人あるいは人々の間で自律的にものごとを処理する領域として確保し、どこを国の規制にゆだねる領域とするか、という話になります。例えば、俗悪な表現の典型例としてよく例に出されるポルノグラフィについて、無制限の流通を容認する意見は多分少なく、多くは国家規制か自主規制かで分かれると思うのです。つまり、国家による規制にゆだねるか、国がそれに乗じて余分な表現規制をするかもしれないので、社会の中で規制のあり方を考えていくか。少なくとも憲法学の中では、それは自主規制で対処していく問題と位置づけられてきたと思いますが、そういう問題に関心のある市民の方々の中からは、国家が規制すべき問題だとして俎上に上げられたりします。わたしたちが、どこまで自律の重み、大変さに耐えられるか、の問題と引き換えてもいいかもしれません。この間「規制緩和」が進行していた経済活動についても、企業の活動を社会が規制するたくまじさが問われていそうです。

他方で、国家による「規制」ではなく「助成」が行われる領域での「自律」と「助成」の関係は、社会権保障に関していえば、先ほど触れた「下からの社会権論」が関わってくるかと思えます。そして、人が物を考え、それを外へ発表する精神的活動については、基本的には国家が介入しない領域だと想定されていますが、現実には学問研究にも国の補助金が出され、あるいは集会をするために公共施設を使う場合もあるというように、精神的活動の分野にも国が保護者、助成者としてかかわってくるということとを、私たちは当然のように受けとめています。そこでもどこを自律の領域として、どこを国に助けもらう領域とするかという線引きが必要になってきます。

次に、平等論と平等保障の問題です。特に雇用については、差別の禁止を推進することで、さまざまな問題に対応してきたと思えます。私が最近調べたヨーロッパの動向のなかでは、複雑に幾つもの種類に分かれている労働契約を一種類にしようという主張があります。私なりにまとめると、みんな期限付きでない契約にして、しかし、解雇は容易にできるようにし、しかし解雇された人への失業保障は手厚くして、雇用市場では転職しやすい環境をつくり、みんなに平等にそういう状況のもとで働いてもらうという構想です。それは、厳格な雇用保障を受ける正社員モデルを準拠点とし、多くの労働者の待遇をできるだけそこに近づけていこうとする従来の発想とは、かなり違う発想だと思えます。したがって、平等論でいける領域ももちろんありますが、他方で準拠点、準拠するモデルが消失する、あるいは変わってくると、平等保障の要求だけではだめです。最近、日本では、従来の終身雇用、年功序列モデ

ルへの批判が強まっているという印象があります。終身雇用というこれまでの準拠点が消されようとしている中で、しかし他方で雇用に関して困っている人たちがたくさんいる。その困っている人たちをどこに近づけるかという近づけどころがなくて困る状況になってきているのではないかと思います。

この平等保障の問題は、その欠落を「格差」と呼ぶ今風の言い方をすれば、その格差については国内的視点からだけでなく、従来から国際的視点からも考えられてきました。例えば、湾岸戦争が終わった後の日本がどうという国際貢献をすべきかの議論の中で、軍事的でない協力を語るべき、その一つに、外国人労働者の積極的な受け入れがあがっていたと思います。しかし、今の日本のこの雇用状況を従来のそういう主張と絡めて考えると、どのように調整しつつ答えを見つけていくのか、難しい段階に入っていると感じます。

それから最後になりますが、現在の状況に立ち向かうとき、社会を動かす主体をどう見定め、そのために保障すべき人権は何か、という問題も重要です。私は労働者の経営参加を研究する中で、労働組合は、いろいろな目的にすべて有効であるわけではないと感じています。例えば、労働組合が全国的な組織であることの必要性が語られますが、それは労働条件の、特に最低水準を定め、それを守っていくということでは非常に重要な指摘です。しかし他方で、それぞれの企業の中の職場文化、あるいはその企業活動のあり方に関しては、組合員かそうでないかの区別なく、その現場にいる人たちでその場に即して物事を考えていくほうがよいと思います。労働者である個人が何かとするとときに、その対象事項に

よって労働組合が有効な場合と、別の組織が有効な場合があるだろうと思います。最近の派遣切り問題の中では、「年越し派遣村」という団体の活動が、非常にクローズアップされましたし、日本労働弁護団の弁護士の方々の電話相談も報道されました。そうした豊かな活動もし人権論がサポートできなければ重大です。

また、もちろん私たちがそういう問題を知ることができるのは、マスメディアの報道によつてです。だから、一方で、マスメディアが取材方法、取材内容などで人の権利を侵害していると思える場面があり、しかし他方で、現実問題を考えるときの情報提供者としてマスメディアは非常に重要な役割を果たすこととなります。そういう意味で、表現の自由、報道の自由などの人権をもとにしながら、マスメディアのあり方を考えていくことが必要だろうと思います。

おわりに

最後は時間がなくなり、やや急ぎ足で問題提起をいたしました。午後の講演、シンポジウムを聞くにあたってのウォーミングアップになつていれば幸いです。

どうもご清聴ありがとうございました。

民主主義とメディアの役割

―「ネットカフェ難民」取材の現場から

テレビジャーナリスト 水島 宏 明

私はもともと北海道の生まれで、STV（札幌テレビ放送）に長くいて、色々な事件取材しました。次いでイギリスに特派員として赴任し、その後ドイツにもやはり特派員として赴任して、計十年近く海外にいました。今は東京でドキュメンタリー制作などの仕事をしています。そうした人間から見ると、またまいろいろなところの「貧困」というテーマが、自分の前に立ちあらわれてきたという経験をしています。

年越し派遣村
二〇〇八年十二月三十一日から二〇〇九年一月五日にかけて、日比谷公園において開催された、失業などの理由で安定した住居を失った人々に対する支援活動。民間団体、労働

今、「派遣切り」という問題が、少なくとも東京では大変なことになっています。この正月、「年越し派遣村」のニュースを皆さんもテレビでごらんになったかと思いますが、ちょっと前まで栃木県、群馬県、あるいは愛知県などの工場で働いていて、派遣切りに遭った人たちが、職だけではなくて住まいも奪われてしまいました。そしてホームレスとなって、野宿したり、ネットカフェに泊まるなどの変遷を繰り返して、支援を求めて、労働組合をはじめとするいろいろなところに行って、やってくるという事態が出現しています。

組合などが共同で実行委員会を組織し、運営した。相談活動、食事の提供、簡易テントによる宿所提供などを行った。

約五百人が支援を求めに集まり、千五百人を超えるボランティアが参加した。マスクミなどの反響も大きく、途中からは厚生労働省が宿所として講堂を提供した。



それについて今、私は取材をしてドキュメンタリーをつくっています。前述のようにいろいろなところにいた立場で見ると、北海道にいたときに見えた貧困のあり方、それから、今東京で見ている貧困、それから、ヨーロッパでは貧困というのが社会でどういうふうに使われているか等が、それぞれ違うことが分かります。あるところでの常識が、違うところへ行くと常識ではないというようなことがあります。そこで、自分なりに二十年近く貧困の問題を追いかけたジャーナリストとして、今私を感じていることを皆さんにお伝えしたいと思います。

私は二〇〇七年に、「ネットカフェ難民」という番組をドキュメンタリーで作りました。「ネットカフェに寝泊まりする、特に若い生活困窮者が増えている」という問題をテレビで初めて放送したら、ものすごい反響がありました。そのドキュメンタリーの続編を作ったり、ニュースで放送したりということを今繰り返ししています。二〇〇九年二月一日放送の「ネットカフェ難民5」は、その第五作目になります。もともと「ネットカフェ難民」という言葉は、番組のタイトルとして作ったものでした。しかし、いつの間にかこの言葉が定着して、小学生でも「そんなことをやっている」とネットカフェ難民になっちゃうぞ」等と、普通に使うようになってしまっています。私は「ネットカフェ難民」という言葉の生みの親

というふうによく言われるのですが、この言葉が生まれた背景として、私はもともと貧困の問題に関心があり、それをずっと追いかけてきた事があると思います。

特に、最近注目すべき動きとしては、先ほど申し上げた派遣村の動きがあるので、先日放送した派遣村のレポート（『ズームイン!!SUPER』）をまず見ていただきたいと思います。

（VTR上映）

今ごらんいただいたように、「派遣村」には北海道出身の人が少なからずいました。先ほどの二十八歳の男性は、函館の出身です。両親が早くに離婚し、片方の親が亡くなったということもあって、児童養護施設でずっと育ってきました。高校を卒業して養護施設を出た後、転々とする生活を繰り返し、三重県の工場で働いていたのですが、派遣切りに遭い、住む場所を失って、派遣村にたどり着きました。群馬県の車関係の工場で働いていた四十六歳の男性は、釧路の出身でした。地元には仕事がないので、愛知、三重、群馬等での工場を転々として、今回契約を切られてしまいました。それから、埼玉県のある大型ダンプの工場で出会った方は、四十八歳で帯広の出身です。地元で土建関係の仕事をやっていたのですが、仕事がなくなつて工場派遣を繰り返すようになり、十二月の半ばで契約を打ち切られて行き場を失ってしまいました。実はこのように、地方出身で地元では仕事がなく、その結果として工場派遣のような仕事を転々とし、首を切られて行き場を失っているという方たちが非常に多いのです。

この派遣村はちょうど霞ヶ関の真真中で、厚生労働省の目の前にある公園にテント村ができたという

ことだけでも画期的な事態でした。それだけではなくて、その支援のあり方も、日本の歴史の中で画期的なことではないかと、取材をしていて感じました。例えば労働組合、NPO、弁護士グループ等のいろいろな人たちが力を合わせて、労働問題の相談、住まいを失った人たちに弁護士たちが生活保護を求める手伝いをする、食料を支援する、住居を支援する、銭湯に連れていくという、様々な総合的な形での貧困者の支援活動が、その一カ所でかなり長期間できたのです。ニュースでごらんになったと思うのですが、テントだけでは足りなくなり、最後のほうでは厚生労働省の講堂を開放させました。そこも期限があるというので、今のVTRにあったように、都内の四カ所の施設に移動して、その途中で弁護士が同行して生活保護を集団で申請しました。その過程で家や仕事が見つかった人たちがいるので、「派遣村」の人口はだんだん減っていったのですが、今なお百人規模の人たちが旅館で寝泊まりをしています。この中心になったのが、反貧困ネットワークという、労働組合や市民団体等の緩やかなネットワークで、サラ金問題で有名な宇都宮健児さんという弁護士が代表です。今回、派遣村村長としてテレビに出ていた、「NPOもやい」という団体の事務局長の湯浅誠さんが中心になって運営されていました。私は「ネットカフェ難民」の取材をずっとやってきましたが、いわゆるネットカフェ難民が、目の前にだあつと並んでいる様子というのを見て、ものすごく衝撃を受けました。夜の公園のストロブの回りで暖まっていたところに話を聞きに行くと、「私もネットカフェにいたよ」、「僕ももうネットカフェ半年いるよ」という人がたくさんいました。もっとひどい人は、「ずっとホームレスで、公衆トイレの大便のほうをするとこ

ろに毎晩泊まって、そこで便器を抱えるようにして寝た」とか、「夜のコンビニやビデオレンタルショップで立って夜を明かして、昼になったら公園のベンチで休む」とか、いろいろな形でホームレス状態を過ごしている人たちがたくさんいたのです。

この「ネットカフェ難民」の問題は、そもそも私自身が貧困の問題に関心があったために報道したものです。今回、彼らのかなりの部分が、生活保護という行政的な手続で生活を立て直しつつあります。実は私と生活保護というのは非常に因縁浅からぬものがあります。一九八七年に札幌で「母親餓死事件」という、白石区で三人の子供を抱えた母子家庭のお母さんが餓死する事件がありました。そのとき行政は、「確かにそのお母さんは来て相談はした、けれども申請はしていない」として、結果的に追い返してしまっただけです。それと同じようなことが福岡県の北九州市においてここ数年の間で起き、相談者が餓死するという非常に痛ましい事件が相次いでいます。札幌で亡くなったお母さんと同じで、生活保護を申請しようとしたが、結局、相談だとして追い返されて終わってしまったお母さん、あるいは、いったん受給が決まり、受給していたのに辞退させられた形になって、「おにぎり食べたーい」という、そんな遺書まで残して餓死した男性とか、生活保護をめぐる事件というのは実は日本全国で起きています。では、一九八七年に札幌で何があつたかということ、を、ごらんいただけますか。

(VTR上映)

もう二十二年前になるわけですが、札幌で、まさに生活保護をめぐる餓死するという事件がありま

した。当時、私は三十になりたてで非常に若かったということもあり、憲法二十五条で「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と書いてあるのに、これはどうなっているのかと、非常に怒りを覚えました。一つ一つ寄せられた電話は、「本当に生活に困って、福祉事務所に来つきバツタのように頭を下げてお願いに行つた。最後の最後で勇気を振り絞つて行つたのに、人権を侵害されるような事を言われた」という、本当に涙ながらの電話ばかりでした。例えば、女性には「体を売つて働けばいいだろう」とか、離婚した人には「別れた相手に頭を下げて、土下座すれば済むではないか、何でこんなところに来るのだ」とか、「奥さん、あなた、うつ病だとか何とかと言っているけれども、それは仮病だろう」と言われたなど、お話しすると一件の電話でも一〜二時間はあつという間にたつてしまふようなケースばかりだったので。

一人一人の声を聞いているうちに、「生活保護というのは条文に書いてあるとおりでは全然なくて、むしろ、なるべく受けさせないという運用がどこでもあるのだな」ということがわかってきました。そして、最後に出てきたケースワーカーの方などからの内部告発もありました。それは、当時の厚生省あるいは自治体の中で、「なるべく生活保護を受けさせない」、「窓口で追い返す」、「申請書を書いてしまうとそれに対して手続をとらなければいけないから、申請書を書かないで、あなたは無理だよと言つてそこで終わりにする」というやり方がまかり通つていたということです。最近になって弁護士グループがこの問題を取り上げだして「水際作戦」と名づけました。先ほどの北九州の問題などは「水際作戦」の最た

るものだとして社会問題にもなりました。しかし、当時はこういう言葉もなく、労働組合あるいは特定政党系の市民団体といった、本当に一部の人たちが扱っていたために、こうした問題について報道で取り上げること自体がまた色眼鏡で見られるという悪循環を生み出していました。

私はこれらに疑問を抱いて、生活保護について調べてみました。すると、当時の生活保護についての報道、特に新聞記事を見ると、不正受給についての記事が圧倒的に多かったです。「生活保護不正受給史上最高、何十億円」ということを、例えば北海道や札幌市といった地方レベルでも、当時の大蔵省、厚生省、会計検査員、それから総務庁、行政管理庁等でも調査して発表していたし、「これほど多くの人たちが不正受給をしていますよ」という、ネガティブな報道しかしていませんでした。しかし、このお母さんのように本当に必要とする人たちが受けられないケースについての調査（ヨーロッパなどではこれは「捕捉率」と言います）は行政では一切していませんでした。それから、マスコミ自体もそういう問題を報道するというのは、皆無とは言いませんが、非常に少なかったのです。それゆえ、生活保護については、当然の権利としてそれを受けるといふよりも、周囲に「不正受給」を疑う人が多い中で、肩身の狭い思いをして受けるという風潮が強まっていたと思います。生活保護だけではなく、貧困問題一般についても報道は少ないです。例えば、当時から最近まで貧困についての新聞記事の見出しをフランス人の留学生が調べてみたところ、日本で貧困の報道というのは、朝日新聞の見出しで調べても十三年間でたった七つしかなかったと報告されています。

貧困線

その水準以下を貧困と定義するための基準。これをどこに設定するかは、貧困研究の主要な論争点で、固定的なひとつの線が決まっているわけではない。国際的に多く使用されるのは、①その国の公的扶助水準（日本の場合、生活保護を給付する所得の水準など）、②その国の所得分布の中央値の五〇%、のふたつである。この線は便宜的、操作的な側面もあるが、線を設定することで、それを基準とした貧困の動態や政策効果を知ることが可能になる。

では、ヨーロッパはどうなっているのでしょうか。たまたま私はこの餓死事件の翌年（一九八八年）にイギリスに赴任しました。ロンドンで一般的な記者として、湾岸戦争、サッチャー政権の退陣、ベルリンの壁の崩壊等取材しました。そして、生活保護や貧困とはどう伝えられているのかというのととも気になって、注目していました。イギリスでは「貧困（poverty）」という言葉がしょっちゅうニュースで出てきます。BBCのニュースを聞くと、「イギリスの貧困率がこんなに増えた」、「子供の貧困が増えた」、「母子家庭の貧困が増えた」、「老人の貧困が増えた、減った」というのが絶えず報道されています。貧困が主要なニュースの一つの分野を形成していたということに私は大変驚きました。それから、ブレアさんというイギリスの前の首相（任期一九八三―二〇〇七）が、自分の就任中に子供の貧困を撲滅すると宣言して、実際に彼が就任中に何割か減ったというような数値を示したりもしていて、貧困は政治的な課題として大きく取り上げられていました。

私自身ドキュメンタリーをつくる人間として、テレビの報道の仕方に注目していたのですが、ドキュメンタリーシリーズで「ブレットライン・ブリテン」と言うのを放送していました。「ブレットライン」というのは「パンの列」という意味で、いわゆる「貧困の線・貧困のライン」という意味です。イギリスの**貧困線**がどこにあるか、例えば母子家庭、障害者、それから老人について、毎年シリーズ放送するのです。そのシリーズを見ていたら、終わりのほうで「何ポンドかテレビ局のほうに送ったら小冊子を差し上げます」という告知がありました。それでその小冊子を取り寄せてみたら、イギリス人の貧困に

絶対的貧困と相対的貧困

人間の生理的な再生産水準（飢え死にしない水準）を基準に把握された貧困を、絶対的貧困という。これに対して、人間の生活を社会生活ととらえ、「この社会で当たり前に生きていくための水準」を基準に把握する貧困を、相対的貧困という。

ついでに意識調査結果のデータが掲載されている小冊子だったので驚きました。

その調査は、例えば「クリスマスに家族に対してプレゼントを買うことは『最低限度の生活』の要素といえるか。もし買えないとしたら貧困と言えるか?」、「年に一度国内旅行に行くことも『最低限度の生活』の要素か、それができないと貧困と言っているか?」等のいろいろな項目で、一般のイギリス人の意識を調べたものです。そして、「六〇%の人が、『それができなければ貧困だ』と言った場合は、貧困を形成する要素のひとつとしていい」という提言をしていました。

これはいわゆる「相対的貧困」の考え方です。貧困には「絶対的貧困」と「相対的貧困」とがあって、「絶対的貧困」は、例えば食べ物が全然ないなど、人間らしい生活からほど遠い場合を指します。しかし、最近「相対的貧困」という考え方をとるようになっていて、社会的に普通の生活を送れないというラインを相対的な貧困線と言います。この意識調査は、まさに相対的な貧困ラインをどこに置くかについての調査だったのです。この調査の実施団体を見て、大学、市民団体、テレビ局などが入っていることに私は驚きました。つまり、メディアと研究者と運動団体などが貧困の問題を共同で調査し、提言をするという実績がイギリスにはあったということなのです。

今回のテーマが人権であるとか民主主義ということなのであえて述べますが、イギリスの場合は、こうした貧困の報道や運動と、民主主義が非常に密接につながっていました。例えば、労働党や保守党の党大会は、一年に一度、秋口に一週間程度、保養地であります。ある時、総選挙を控えていたので、私



はロンドンから車を運転して、党大会の取材に行ってみたのです。すると、党大会といっても党首が演説してしゃんしゃんではなくて（もちろんそういうところもあるのですが）、「社会保障分科会」、「外交分科会」、「税制分科会」などの分科会があって、それぞれ担当の議員などが議論をし、そこにNPOがかなり参加しているのです。貧困の分科会（社会保障の分野の分科会）というのもあって、子供貧困行動グループ（チャイルド・ポバティ・アクショングループ）という、当時イギリスで最大の貧困についての運動団体が代表を送り込んでいました。それで、当時の労働党（影の内閣）の社会保障大臣に対して、「あなたのところの政策はここはいいけれども、これはだめだ。ここをもうちょっとこうしてちょうだい」というような話をしていました。それから、保守党の社会保障担当大臣に対して、目の前で注文をつけるというようなこともありました。政治とは一線を画しながら、両方に対してきちんと注文をつける、これが民主主義の基本だなと感じました。そして総選挙の直前になると、こうした運動団体はメディアに対してそれぞれのマニフェスト批判、批評をし、採点するのです。記者会見をして、それが翌日の新聞の一面を飾るのです。これが選挙の「争点」になっていくわけですが、争点を運動団体が作っているのです。

このように、議会制民主主義の中で貧困問題というのがきちんと位置づけられていたということは驚きました。しかし、日本に戻ってくると相も変わらず、生活保護は「権利」というより、どちらかというと「肩身が狭い」という捉え方を多くの人たちがしていました。何とか貧困の問題を世の中にも少し位置づけることができないのだろうかという思いをずっと感じながら、報道の場で何か切り口がないかと探していたときに見つけたのが「ネットカフェ難民」というテーマだったのです。

「ネットカフェ難民」というのは、ネットカフェで寝泊まりする生活困窮者たちのことで、やはり家を失った人たちのことです。では、そのネットカフェ難民とは何かというVTRをごらんください。

(VTR上映)

これは二〇〇七年の一月に初めて放送した「ネットカフェ難民」という番組の一部です。今では、ネットカフェに寝泊まりするということが自体は、もうみんな知っていることになりました。私がなぜ「難民」という名前をつけたかについては次のような理由があります。ヨーロッパにいたころ、戦争地の難民キャンプなどによく取材に行っていました。その人たちというのは、「今日の食事はどうなるの」とか、「今日はどこに寝られるの」とか、目先のことばかり気にするのです。ネットカフェ難民の人たちと話していても、「明日の仕事が入った、入らない」とか、「今日はどこで何を食べる」とか、そういうことばかり話すのです。この「目先ばかりが気になる」という人や心のあり方というのが、両者は非常に似ているなと思つてつけました。前述のように、今回の派遣村はネットカフェ難民だけではなく、本当の野宿

をずっとしている人たちも含めた人たちが初めて姿をあらわすことが出来ました。そういう意味では、かつてなかった事態だと思います。

「番組で一番衝撃的だった」と視聴者からメールが来たのが、最後のほうで出てきた集合場所のシーンです。首都圏ですと大体どこの駅でも、朝六時〜八時半ごろになると、駅前の銀行の前を待ち合わせ場所にしているワゴン車が乗りついたり、あるいはその前に人が並んで列ができたというようなことがあります。特に、港が近いか工場街が近いところは、そういった人たちがものすごくたくさん行列をつくります。私はこの取材をするまで、日雇い派遣という言葉を実は知りませんでした。ところが、先ほどのVTRのインタビューにも出てきたように、「登録型日雇い」という言葉を、働いている人たちが使っているのです。

「登録型」というのは、この事態をつくっている非常に大きなキーワードの一つです。今回、派遣切りで派遣村ができましたが、派遣切りされた人たちはいわゆる登録型の派遣です。つまり、このネットカフェ難民、あるいは派遣村という事態は、以前はなかった事態で、むしろ、つくられた貧困と言ってもいい事態だと思います。登録型の一番簡単な形式は、労働者が派遣会社に登録をして、「あした、仕事ありますか？」と電話して「明日は引越しの仕事で千葉であるよ。八時集合で十八時まで。日給七千円」と言われたらその仕事を申し込んで働く、「ない」と言われたら仕事はない、つまり、仕事がないと収入もない、それが登録型です。工場派遣も全く同じで、仕事がなくなったら途端に収入がなくなります。

このような働き方は、日本の歴史の中では、九九年以前にはそれほど目立たず、合法的な形では少なくとも存在していなかった働き方です。九九年以降、登録型の派遣が事実上ほぼあらゆる業種で認められるようになった結果、今のような働き方が増えているということなのです。

登録型派遣の人たちは、VTRに登場したシュウジさんのように、食事を切り詰めて生活をしていても、日給そのものが安く、家を失ったためにネットカフェにかかるお金も高いということで、ネズミがぐるぐる回転する車を回しているように、本当に毎日毎日が綱渡りのその日暮らし生活になってしまっています。この国では、一たん家を失うとなかなかまとまとな就職にはつけず、まとまとな就職につけないとまとまとな収入が得られないので、アパートに入るための敷金・礼金なども稼ぐことができません。そしてそういった負の連鎖に入り込んでしまうとなかなか抜け出せないというのが、ネットカフェ難民の人たちの実態です。

VTRに出てきたシュウジさんがなぜネットカフェ生活に陥ったかということですが、彼はもともとアパートで暮らしていました。彼は西日本の地方出身者なのですが、苛烈な児童虐待を受けて、自分の実家に頼ることができない、そういう事情もあって、敷金ゼロ・礼金ゼロ・保証人なしでも借りられるというアパートを借りました。しかし、そのアパートは、最近「ゼロゼロ物件」とされて報道されるようになってきた、たった一日でも家賃の納金が遅れるとすぐさま鍵を交換されて追い出されてしまうという不動産ビジネスだったので、彼も日雇い派遣の仕事がなくて、折悪しくインフルエンザにかかっ

てしまつて働けなくなつたときに、家賃を払えず追い出されてしまい、そこからネットカフェ難民になつたということなのです。そうした貧困層をターゲットにしたビジネスというのは、実は借り手にとつては高くつきます。「敷金ゼロ、礼金ゼロですよ」、「うちは安いですよ」といつて実は割高の家賃を取つて、しかも何かあるとたつた一日で強引に追い出してしまうというやり口です（普通は借地借家法があり、居住者の権利が守られるので、数カ月家賃を滞納しても、裁判などを経て初めて追い出すことができます）。

これは、サラ金のやり口と非常に似ていて、消費者金融も一時期そういう強引な取り立てを行つていました。そうした「貧困ビジネス」、つまり生活困窮者をターゲットにしてより高い利益を得るビジネスが彼らを追い込んでいます。ネットカフェ難民の少なくない人たちが、サラ金で多重債務に陥つていました。シュウジ君について言いますと、彼はある消費者金融で借金をしました。家賃を払うのに十万円だけ必要だったので。それで、「十万円必要なので貸してください」と言つたら、その人が、「いや、あなただつたら信用あるから百万円貸しますよ」と言つたそうです。シュウジ君はまじめなので、十万円でもいいと言つたのですが、結局強引に百万円貸しつけられてしまいました。それで彼は気になつて、「こんなのを借りていたらしょうがないよな」と思つて、その日の夜、自動契約機に行つて残りの九十万円を返しました。すると、彼の携帯がいきなり鳴つて、「何だてめえ、おれは好意で貸してやつているのにそれを無にするのか」と言われて、九十万円をまた借りることになつてしまいました。案の定、すぐ

に返せなくなり、違う消費者金融からその分借りてという、多重債務者が陥るパターンにはまってしまったということなのです。そうしたこともあって、彼はどんどん生活が苦しくなっていって、家も失ってしまっただという事なのです。結局彼は、社会保障制度、福祉制度ではなくて、そういうビジネスに頼ってどんどん追い込まれてしまったということになると思います。

実は、彼のような働き方である日雇い派遣自体が、働いている人たちのピンハネをするという、一種の貧困ビジネスなのです。かつてであれば、例えば引越しの作業や建設現場は、一万とか一万五千円とかというアルバイトで回っていました。しかし、今は六千円とか八千円というレベルに落ちています。残りのお金はどこに行っているかというと、派遣会社が取っているのです。廃業したある派遣会社は大体三七%平均の中間マージンを取り、それでも足りなくて、給料から二百円とか二百五十円という形のデータ整備費、あるいは業務管理費などという名目のピンハネ分を取っていたりしました。これが法律違反だったために厚生労働省に調査を受けることになりましたが、派遣会社の側に法律を守らない体質があるのです。

この法律を守らない体質というのは、ごく最近の派遣切りでも同じような形で露見しています。ある自動車会社の工場が栃木県の上尾市にあって、最近、派遣切りが二百人規模であったので、私は取材に行ってきました。彼らは半年間の契約の途中で突然解約されているのですが、その際に、同意書みたいなものにサインをさせられているのです。それも始業時間の直前の慌ただしいときに、「ちょっと水島さ

んこれにサインして」と言われて、何だかよくわからないけれどもサインさせられたというケースがありました。このサインによって、会社都合で解雇させられたにもかかわらず、自己都合で退職させられたような形になってしまっていて、そのため雇用保険についてもすぐに失業手当をもらえないという事態に陥っています。このように、いざ首を切られたときのセーフティーネットであるはずの失業手当が全然使えていないという事態が起きているために、職も失い、住まいも失い、食べるお金もないために、日比谷公園に集まらざるを得ない人たちというのが全国的に出ってしまったというのが今回の事態です。

派遣という働き方はもともとなかったものなのですが、規制緩和によってだんだんと広がってきたものです。いろいろな事件があり、派遣会社の問題が社会的に告発されたということもあって、二〇〇八年の秋口に厚生労働省が三十日以内の日雇い派遣をやめるということを決め、改正案を国会に提出した後、この派遣切りという問題が一挙に起きてしまいました。仮に三十日以内の派遣が禁止されても、二〜三カ月の契約だったら違反ではないのですが、今回派遣切りされている人たちは、多くは三カ月、あるいは六カ月という契約なのです。にもかかわらず、その期間が保障されず、途中で首を切られて、そのまま残りの給与の保障もされません。民事訴訟で本人が争えば取り戻すことができる可能性はあるのですが、訴訟をしているような余裕は本人たちにはないので、あちこちで、ただただ使い捨てられるような派遣切りが起きています。

前述のように、そうした場合のセーフティーネットとなるはずの雇用保険というのは、全く機能して

いません。今回弁護士たちが付き添って、派遣村で派遣切りに遭った人たちを行政に連れて行って、生活保護を受けるための手続きをして、二百人以上が生活保護を一時的に受けることができました。もともと生活保護は、先ほどのVTRにも出てきたように非常にハードルが高いのです。しかし、失業手当などのセーフティーネットが機能しないために、結局は生活保護しか頼れるものがないという現状があるのです。

派遣切りの問題というのは、一つは、今の働き方をめぐる規制、法律、働き方自体を変えていかなければいけないという問題です。これについては、派遣がどこまで許されるのか、製造業派遣は禁止すべき、あるいは登録型派遣全体を検出すべきなど、いろいろな議論が出ています。それからもう一つは、セーフティーネット（生活保護、あるいはそのほかの制度）自体をきちんと充実させていくやり方が必要ではないかと思えます。いざというとき、困ったとき、人は何に頼ればいいのか。セーフティーネットがなく、サラ金に頼るしかなければ、やはりどんどん食い物にされるだけです。

今回の派遣村の活動を私が見ていて強く感じるのは、「この問題は貧困の問題だ、背景にあるのは貧困なんだ」として、「何とかこれを社会全体の問題として考えていこうよ」という機運が、少しずつですが、だんだん芽生え始めているということです。派遣村では、労働組合が幾つも参加していたのですが、それまでの党派やナショナルセンターの枠組みを超えた形の参加があり、いろいろな政党の人たちが参加していました。それから、弁護士たちが今こうした貧困の問題に非常に熱心に取り組んでいることを、

中でもおもしろいなと思いました。生活保護の申請に同行するというのもそうなのですが、それだけではありません。日弁連は二〇〇八年、イギリス、アメリカ、韓国、ドイツなどの貧困の調査を実施し、今、日本のワーキングプアがふえている現状を考えて、この国がどうすればいいのだろうかということ、法改正も含めて弁護士たちから提言をしようとしているのです。日弁連は先日、生活保護法を生活保障法という形に変え、もっと権利性を強めるような法律にしたいということで、新たな法改正の提案をしました。

各地でシンポジウムをやったり、こうした生活困窮者の支援活動をしたりすると、弁護士たちが中心となっていて、そういう反貧困のネットワークが、愛知、仙台、富山、埼玉などでもどんどんできています。北海道では残念ながらまだできていないのですが、こうした運動が広がっていくことで、少しずつ見えない貧困を見えるような形にしていくという取り組みが出てきています。

私は取材する人間として、報道の側、伝える側として常々感じていることについて最後に触れます。ネットカフェ難民の問題は、テレビで放送したとき非常に反響が大きかったです。ただ、その反響がどこにあつたかという点、番組の最後に、ヒトミさんという十八歳の女の子が自分の手帳に、「強くなる、我慢する、自分を抑えて、忍耐をして、これを持ち切っていこう」という言葉を書きつけたシーンに対してなのです。そのシーンによって、「すごくかわいそうだと思った」とか、「何とかあのヒトミさんを支援したいと思った」というような声があるんですけどあつたのですが、このけなげなヒトミさんを支援す

るといふ感情だけを呼び起こすという報道のあり方でいいのかということを考えるわけです。

他方で、その続編として、先ほどもお名前が出た湯浅誠さんがやっているNPO法人「もやい」といふところが十八歳の不良少年を預かって、金銭管理などができないので生活保護を受けてもらいながら何とか更生させていこうとしているドキュメントも放送したのですが、それに対しては、逆に反発する声がすごく多かったです。日ごろ支援をやっている人たちから言わせると、ヒトミちゃんのようにけなげに頑張るといふよりは、むしろ、不良少年になって幾ら論してもなかなか言うことを聞かないといふほうが、実は貧困の実相なのです。「それをきちんと伝えていって、社会としてどう取り組むのかということを考えていくような形が、本当はあるべき姿の報道ではないか」と、支援活動している人たちに私は言われたのですが、私もそうありたいと思います。ただ、今の段階では、残念ながら、「この問題の背後に貧困があるよ」とか、「こういう人たちが一生懸命ともに働こうしてもできない、そのことがおかしいでしょう」といふことを突きつける程度に終わっています。

今後の課題は、貧困層をなくしていくことは、社会全体にとってメリットなのだということをはか伝えていくかということだと思います。イギリスでは、それが半ば社会常識として一般市民が共有していたのですが、日本では、貧困層の問題などをテレビなどで伝えても、「そうはいつでも本人の責任でしょう」と返ってきます。派遣村に来た人たちに対しても、「自分が悪いからそこに落ちたのでしょ」、「何でそんな人たちを救う必要があるの」といふような反対意見が必ず返ってきて、そこで終わってしまう



ところがあります。そこを超えるためにはどうすればいいのかという
ことについて、ほかの方々と議論をしていきたいと思えます。

日本の格差社会・貧困問題の論点

— 社会政策研究の立場から —

札幌学院大学経済学部准教授 片山 一 義

今日、日本では富める者と貧しい者との経済格差が拡大し、シンポジウムの講演でも語られたように「ネットカフェ難民」や「派遣切り」による住居喪失者の大量発生など、貧困の問題が深刻かつ広範な形で現れてきています。ここでは、その原因をつくった「構造改革」の特徴、北海道における貧困化の実態、そして貧困対策として重視すべき最低賃金制度の現状と問題点について、お話ししたいと思います。

1. 「構造改革」と労働分野の規制緩和、社会保障・税制の変遷

今日の貧困問題の発生・顕在化は、一九九〇年代半ばから推進された新自由主義的な経済政策、すなわち「構造改革」の所産とみることができます。日本の「構造改革」は多様な領域で展開されましたが、特に勤労者・国民生活の貧困化を促した要因としては、所得確保の前提をなす雇用・労働分野の改革、さらに所得の再配分を規定する税制・社会保障分野の改革があげられるでしょう。

まず雇用・労働分野の「構造改革」では、労働市場のフレキシビリティを高めるため、労働者派遣法

制、労働契約法制、職業安定行政における一連の抜本的な改革が進められました。労働者派遣法は一九八五年に制定されましたが、その後一九九六年の改正で適用対象を十六業務から二十六業務に拡大し、さらに一九九九年には建設・港湾・警備・製造を除き、対象業務を原則自由化しました。そして二〇〇三年改正において製造業務までも解禁し、外国人労働者を含めた派遣労働者の激増と今日の大規模な「派遣切り」のきっかけをつくり出しました。

また、非正規雇用者の拡大に関しては、二〇〇三年の労基法改正も忘れてはなりません。労働契約期間の上限を一年未満に定めた労基法第十四条は、二〇〇三年の改正によって原則三年、最長五年に変更されました。この規制緩和は、労基法制定以来の大改革であり、パートやアルバイトといった伝統的な雇用形態に加えて、「契約社員」あるいは三年有期の「期間工」など新たな非正規雇用の創出と導入に途を開きました。こうして、「構造改革」は日本の労働者階層のなかに著しく低賃金で雇用の不安定な非正規雇用者を多様な形態で急速に拡大し、貧困に直結する深刻な雇用・失業問題を生み出したわけです。

この点で、私たちの住む北海道の現状はどうかと言えば、一九九二年から二〇〇七年までの十五年間に、正規雇用者は百六十二万人から百三十九万人へ二十三万人減少し、代わって非正規雇用者が四十三万人から八十六万人に倍増しています。その結果、労働者に占める非正規雇用者の比率も二〇・九%から三八・二%に高まりました。特に、二十歳未満の若者の場合、その比率は七七・一%（二〇〇七年度）に達し、さながら総フリーター社会に突入したといっても過言ではありません。

さらに、税制・社会保障分野における「構造改革」は、高所得者から低所得者への所得再分配機能を強化するのではなく、逆に弱める作用を促進したことは誰の目にも明らかです。雇用保険制度の改革では、ほぼ隔年ごとの保険料引き上げと給付金支給率あるいは給付日数の引き下げを断行しただけでなく、長期の失業と激増した非正規雇用者への対処を放棄し続けた結果、今日では失業者のうち基本手当受給者が二割にまで低下するなど、この制度のセーフティネット機能は極めて弱体化しました。また、医療、年金、介護、生活保護に関わる社会保障制度についても事情は同じです。これらの分野でいかなる「構造改革」が展開されたか、その全てに触れる余裕はありませんが、例えば、医療保険では保険料本人負担の二度の引き上げと診療報酬の大幅引き下げ、年金では二〇〇〇年と二〇〇四年度の大改正による負担増と給付抑制などは記憶に新しいところです。税制面でも、一九九七年消費税の引き上げや、定率減税の二〇〇五・六年度における段階的廃止とともに、所得税の最高税率や法人税率の引き下げ措置などもつばら低所得者階層の負担増だけが求められました。

2. 北海道における貧困・ワーキング・プア——政府統計から見て——

貧困問題は、多様な指標や視角から分析し把握する必要がありますが、ここでは北海道に焦点をあて、所得面からその実態をみることにします。

通常、貧困は「絶対的貧困」と「相対的貧困」の二つの側面で捉えることができます。絶対的貧困と

は「それ以下の所得だと食べて行けない、生活できない」という意味での貧困であり、ここでは生活保護基準を用いてそれをみます。また、後者の相対的貧困は「他の人と比べてどの程度所得が低いか」という相対比較から貧困を問題にするものであり、OECDが採用する「中位等価可処分所得の五〇％以下」（およそ平均賃金の半分以上と考えると下さい）という基準が最もわかりやすく、ここでもそれを用います。

北海道において、絶対的貧困基準としての生活保護基準（二〇〇八年度生活扶助一類十二類十冬季加算十住宅）は、例えば十九歳単身者をケース1とすると（これをケース1とする）、年間で約百五十三万円であり、三十三歳、二十九歳、四歳の標準三人世帯（これをケース2とする）では年間約二百五十七万円です。したがって、年間所得がこれ以下の人は絶対的貧困に陥っていることになる。また、相対的貧困基準である中位等価可処分所得の五〇％は、二〇〇四年度全国消費実態調査をもとにすると、十九歳単身者の場合に年間百四十六万円、標準三人世帯の場合二百五十三万円であり、この所得以下の層は相対的貧困となります。

では、これらの基準を用いて、北海道ではどの程度の割合の人（あるいは世帯）が絶対的貧困、また相対的貧困のもとで生活しているか。就業構造基本調査（二〇〇七年度）によってその実態をみると、次のような事実が判明します。まず、雇用者における絶対的貧困率（生活保護基準以下の割合）は、ケース1の単身者層では七九・二％、ケース2の標準三人世帯では三九・七％の比率に達します。また、雇用

者における相対的貧困率（中位等価可処分所得の五〇％以下の割合）は、ケース1の場合、税・社会保障費を加えた当初所得を二百万円とみなして八六・五％、ケース2の場合も同様に当初所得を三百万円とみれば、五〇・四％となります。就業構造基本調査の所得額は全て税引き前の当初所得であり、可処分所得で表現される貧困基準の以上のような当初所得への換算はやや厳密性に欠けますが、それにしてもこれらの比率の高さは実に驚くべきものです。北海道では全有業者が二六九・六万人存在していますが、このうち年間所得百五十万円未満の比率は二九・八％であり、およそ三人に一人弱、また二百万円未満層は三八・六％に達します。これらの雇用者層は、北海道のいわゆる「ワーキング・プア」と呼ぶことができるでしょう。

次に、世帯を単位として貧困率を推定してみましょう。北海道の「単身世帯」九三・七万世帯のうち、年間所得が百万円未満の階層は、約二十二万世帯存在し、その比率は二三・四％に達します。この世帯は生活保護基準より五十万円ほど低い所得階層ですから、絶対的貧困中の絶対的貧困層とも言えます。同様に年間所得二百万円を基準にとると、五〇・四％に跳ね上がります。また複数人の家族を有する「一般世帯」についてみると、絶対的貧困基準以下の比率は、ケース2の家族構成を前提にすれば、およそ一〇％です。また、相対的貧困率は「夫婦のみ世帯」のケース（当初所得二百四十八万円が基準）でみて約三〇％、「夫婦と子ども世帯」では、子ども一人の世帯ケースでみた貧困基準は年間約三百万円であり、それ以下比率は同階層世帯の一〇・七％となっています。今日の「一般世帯」では、夫婦共働きしている

ケースが少なくなく、したがって夫婦の所得を合算しても、こうした貧困率の高さになってるのが北海道の現実です。

3. ナショナル・ミニマム（国民生活最低基準）と最低賃金制度問題

日本の貧困問題を解決するためには、雇用・労働、社会保障、税制面に関わり「構造改革」とは異なる総合的な施策を必要とし、またそれぞれの分野で検討すべき課題も少なくありません。ただし、国民生活の最低生活基準たるナショナル・ミニマムを確立すること、特に低所得の底上げを図るための有効な最低賃金制度の確立が今ほど求められている時期はないと言えましょう。

日本の最低賃金制度は、現在のような包括的最賃に転換して、まだ三十数年ほどしか経っていません。また、この制度は日本の労働組合など運動の側における取り組みや位置づけの弱さも手伝って、様々な構造的欠陥をもって今日に至っています。例えば、設定される金額水準が絶対的に低く、賃金の底上げ機能を持たないで、むしろ全般的な賃金抑制の手段と化しているという問題もその一つです。実際、二〇〇七年度の北海道地域最賃は、一時間六百五十四円で、一カ月に換算しても十一万三千六百六十五円（月一七三・八時間）に過ぎず、生活保護基準よりかなり低いというのが現状です。その原因は、最低賃金の決定において法律で定める「生計費原則」を無視し、もっぱら「賃金の支払能力」あるいは「類似の労働者の賃金」（類似という場合、実際には零細企業の賃金や高卒女子初任給）との比較を重視して

きた結果に他なりません。

政府は、以前から「構造改革」の一環として最低賃金制度の更なる改悪に向けた見直しと検討を進めてきました。ところが、二〇〇六年度以降、国民の貧困解決への声と最賃制度への関心の高まりを背景に、新たに別の角度からの議論を開始し、二〇〇七年十二月に最低賃金を改正しました。特に、議論の焦点は、最賃水準と生活保護水準と逆転現象（ただしこの現象はにわかに発生したのではなく、制度設立の当初からの構造的欠陥でもあった）であって、同法改正の主目的もここにありました。したがって、今後最低賃金制度をナショナル・ミニマムの基軸として確立し、低所得の問題を解決するためには、今般の改正最低賃金法とその実際の運用を批判的に検討することは何よりも重要です。

改正最低賃金法は、新たに第九条三で「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」との一文を設けました。では改正法施行後、この「整合性」はどう担保されたのでしょうか。問題はここにあります。結論だけを言えば、それは以下のようなものでした。

まず、最低賃金額を決定するに際して、生活保護額と比較して両者を均衡させる場合、①生活保護費のどの項目を取り上げるか、②生活保護費は地域の違いによって格差があり、都道府県一本で設定されている最低賃金とどう均衡を図るか、③月額で金額が決められている生活保護費を一時間あたりに換算して最低賃金と比較する場合、月額労働時間を何時間として計算するか、が技術的にもまた理論的にも

重要な要素となります。この点で、二〇〇八年度中央最低賃金審議会（中賃）は、改正法施行後初めて改定目安を提示するにあたって、ある意味ではウルトラCと言えるものを出しました。すなわち、中賃は①について、生活保護の費目から「勤労控除」部分を除外した。②では、生活保護費について各級地の「人口加重平均」によって都道府県の金額を決め、それと最低賃金額を均衡させた。さらに③では、法定労働時間である一七三・八時間を採用した。つまり、祝日やお正月でさえ休まないで仕事をすることを前提にした平均法定労働時間を設定し、月額生活保護費を一七三・八時間で割って一時間あたりの生活保護額を算出し、それと最低賃金を均衡させた。

他にも様々な欠陥を指摘することはできませんが、あらまは以上の通りです。その結果、最低賃金の改定は生活保護費との均衡を保持するものではなく、それよりもはるかに低い水準となりました。北海道を例にとると、生活保護費との均衡を図る場合には、級地では最も金額の高い札幌（級地一の二）を採用すべきであり（そうでなければ、札幌の生活保護費は最賃を常に上回ることになる）、また労働時間も実労働時間を採用し、当然ながら生活保護費の「勤労控除」も加味しなければならぬ。そうした要素を考慮に入れて計算してみると、生活保護費と均衡する北海道の最低賃金額は、二〇〇八年度で一時間あたり一千三百五十四円となります。実際の改定後の金額は六百六十七円（北海道最低賃金審議会は、この金額をもって生活保護費よりも四十円足りない」と述べ、この四十円を五年間で解消すると答申した）でしたから、その差は極めて大きいものです。私は、今後の最低賃金のあり方を展望する場合、当面の

課題として、まっとうな計算のもとで生活保護との均衡を図ることが何よりも重要と考えます。それだけでなく、月額約十九万円の最低賃金が確立できるからです。ただし、そのためには広範な社会運動と世論が必要となることは言うまでもありません。最低賃金制度は課税最低限や年金水準など他の所得保障のミニマム基準と連動するものであり、ナショナル・ミニマムの基軸たるゆえんもここにありますが。全国一律最低賃金制を採用しない日本のような国は、世界百一カ国中わずか九カ国に過ぎません。こうした制度改革の課題も展望しながら、所得保障の面で貧困問題を解決していくべきだと私は考えます。

「貧困」の語られ方とその効果

札幌学院大学社会情報学部教授 井上芳保

1. 自己紹介から

こんにちは。井上です。私は社会学を専攻しており、社会情報学部で社会学系の科目を担当しています。今日の私の報告タイトルからどんな内容を想像されたでしょうか。メディア分析は社会情報学部の研究・教育課題として大事なものの一つですが、しかしもう少し広く問題の裾野から捉えてみたいと思っています。それから最初に断っておくと「貧困」というテーマについて私は専門家ではありません。ですが、このテーマには今たいへん関心があります。というより、昨今は何か構造的な力が強く働いていて現代社会を研究しているとこのテーマがいやでも視野に入っ過ぎてざるを得なくなっているという感触があります。

私のこれまでの仕事を簡単に説明しろといわれると困るのですが、社会意識について検討してきたといちおうは言えるでしょう。例えば、「心のケア」という問題領域に関心がありますが、臨床心理学ではなく社会学の視点から捉え返してみる研究をしています。つまり、「心のケア」とか「心の専門家」と

いうことがことさら強調され出したのはいつくらいからであり、それにはどのような意味があるのかという問いの立て方をします。

どちらかというところ、「高尚な階層の高尚ではない諸問題」に傾斜しているといえましょうか。例えば、これまでにフィールドワークの対象としてきたものの一つは、自己啓発セミナーなどのセラピー文化ですが、これは「本当の「自分」探し」のために投資できる人々のみが享受できるという意味で階層的に特化した文化です。最近では健康不安意識の広がり、あるいは医療のある種の過剰という現象に着目していますが、その場合、「健康」のために投資できる人々が対象となります。余裕ある階層の消費行動にみられる虚栄心やルサンチマン（こじれたうらみつらみ）や存在論的不安などの処理のシステムに関心を寄せてきたわけで、余裕のない階層のことはあまり調べてきませんでした。

2. 医療における「貧困」の問題

医療の問題に首を突っ込んでみてわかってきたのですが、必要性の薄い検査に多大な医療資源が使われている一方で、健康不安が文字通りの意味で深刻な人たちが存在しているということがあります。例えば、ホームレスの人が結核に感染しているリスクはそうではない人の十倍以上とされています。一般の定期健康診断の胸部レントゲン検診で結核が発見される確率は十万人に七人です。（ちなみに交通事故で死亡する確率が十万人に五十六人、入浴中に死亡する確率が十万人に十一人。）検査しても九九・九九%

の人は結核ではないのですが、日本の職場の集団健康診断ではほぼ全員を対象とした胸部レントゲン撮影を行っています。ホームレスの人は受けていません。

ハイリスク集団に限定し検査を強化するのが本来は合理的な選択です。健康保険証を有していない人は病気に罹っても病院に行かず、病気を悪化させてしまいます。二〇〇六年一月四日付の毎日新聞によると、国内で健康保険証を持たない世帯が三十万世帯を超えたそうです。そういう人たちが今、増えています。例えば、映画『ジョンQ』や『シッコ』はアメリカ社会における医療の貧困を描き出しています。前者は貧しい黒人が高額のかかる手術の必要な息子のために病院ジャックをして脅迫する話です。これはフィクションですが、他に手段がないところまで貧しい階層の人は追い詰められていることを表現しているという意味でノンフィクションのような迫力のある作品です。後者では例えば中指と薬指を切断してしまった人が紹介されていて、くつつけるための手術の値段が二つの指では違うのでお金のない人は中指をあきらめるしかないという話が出てきます。

アメリカではどんなレベルの医療を受けられるかはその人がどんな保険に入っているか次第で決まるのです。日本のような皆保険制度はアメリカにはありません。日本でも公的保険のみではなくて個人の自由裁量で受けられる医療を加えようという混合医療の導入の是非が議論されています。賛否両論があります。格差社会化し、お金のある人はよりよい医療を、そうではない人はそれなりの医療をということが認められてしまうと、日本もアメリカとよく似た状況になってしまうのではないかと心配される

わけです。

貧困な階層の人たちほど病気に罹りやすく、寿命も短いことは社会疫学のみならずさまざまな研究成果から明らかです。「健康」については、例えば、その人がどれくらい栄養状態に置かれているのか、どれくらい疲労からの休養がとれる生活状態なのか、それらと関連して病気に対してどれくらい身体の抵抗力、免疫力が強い状態にあるのかなど、大きく関わっていることであり、階層差がはっきりと反映されると思われます。そして残念ながら日本はイギリスなどと比べると、社会学の中に「健康」を階層的問題として把握する視点がやや弱いという事実もあります。

3. 時代状況についての基本的認識

さて、「貧困」に陥る層が増えている現実についてマクロなレベルから把握しておく必要があると思います。少し構造を説明しておきます。日本ではここしばらくいわゆる新自由主義政策によって企業が活動しやすいように規制緩和が進められた結果、企業に雇われていた人たちの中にセーフティネットから零れて「貧困」に陥る人が激増しているというのがその説明の基本線です。「貧困」の増大は明らかに構造的な問題なのです。

資本主義を国家がどう関わるかという視点から大きく三つの段階に分ける考え方があります。第一段階はレッセフェールの時代。資本家のなすがままにし、国家の関わりは治安維持機能に限定されます。

しかし無制限で労働者は搾取されて疲弊するし、子供の酷使もひどくて病気が多発する。それではまずいということ十九世紀後半くらいから資本の動きに対して国家が規制をかけるようになります。これが第二段階でビスマルクが社会保険制度をつくったのがはしりです。その後、救貧活動もこれと統合する形になり、この流れから第二次世界大戦後には「福祉国家」ができます。累進的な租税制度を前提とし、「社会政策」によって資本主義の中で極端な貧困が発生しないように国家が目配りしようという形です。日本ではこの「福祉国家」的な政策が戦後の保守政治の中で続いてきました。しかし、第三段階としてそのような国家の規制を再び弱めて資本に自由に活動してもらおうじゃないかという動きが出てきます。基本的にはこれが新自由主義です。

一九八〇年代に登場したアメリカのレーガン政権、イギリスのサッチャー政権、日本では中曽根政権がこの新自由主義の政策をとりました。小泉政権も同様です。「小泉改革」がなぜ出てきたのかは重要です。資本主義のグローバル化とは、アメリカ標準の資本主義を世界中に広げていくことです。冷戦構造終焉後の「世界」の拡大状況下での必然的選択といえます。BRICS諸国などの伸長があつて日本はじめいわゆる先進国を追っています。例えば、中国の人件費は日本の三十二分の一だそうで、これは製造業のコストにもろに反映します。百円ショップがなぜ成り立つかというと中国で安い人件費で作っているからです。人件費の面でとても勝ち目がないのに性能やコストなどの面で国際競争力を付けて奮闘しなければならぬ状況に企業が置かれているのです。自国の企業にはがんばってもらいたい。そ

ここで企業にとって枷となっている要素を取り払って自由に活動できるように応援しよう。政府は考えているわけです。

新自由主義のとる政策というのは、むろん政権によって細部は違いますが、基本的にはどこでも似てきます。それを簡単に整理してみましょう。最近起きていることの位置づけが見えてくるはずですよ。

第一に資本の負担の軽減です。企業の法人税率と所得税率を下げます。福祉国家はこれらを高くして教育とか福祉とか社会保障をやっていくための財源にしていたのですが、それを低くします。それから税金のほかに社会保障負担の減額があります。医療保険でも年金でも企業が半分を負担していたのですが、新自由主義はこれを軽減しようとしています。それは財政支出を抑えることによって達成されます。こうして福祉国家的な財政である教育、社会保障、公共事業などへの支出拡大に抑制がかかります。とりわけ、社会保障費の削減は、小泉政権での「財政構造改革」の目玉とされました。一九八〇年代の中曽根政権も生活保護の切り捨てを断行しました。後で話しますが、水島さんが『母さんが死んだ』（一九九〇年、あけび書房）で取り上げた白石区の生活保護窓口での受給希望者と職員のせめぎ合いの発生の舞台裏にはこうした事情があります。ついでに言っておくと、今年から実施の特定健康診断、つまりメタボ検診も実は後期高齢者の医療費の財源確保のために導入されたものです。

第二は資本に対する規制緩和です。この規制として、まず①労働者保護のための規制があります。残業など労働時間についても労働者が不安定な雇用状態になる派遣労働についても規制があります。小泉

政権時にこの規制は緩められ、派遣労働は製造業にまで拡大しました。次に②弱小産業保護のための規制があります。自国の農業や中小企業を保護するための規制ですが、小泉政権は自国農産品による高い食品価格は結果的に労賃高騰を招き、それは商品の国際競争力を奪うので一部を除いて切り捨てる方向性を選びました。さらに③社会的規制（国民の衛生と安全の見地から食品添加物などにかける規制）、④業際規制（例えば、同一産業のタテ割規制の解除、例えば、金融ビッグバンやコンビニの銀行参入）などもあります。

第三に民営化と市場開放があります。小泉政権時に自民党が「郵政民営化」を掲げて選挙で圧勝したことは記憶に新しいところですが、公共部門の民営化によって新しい市場創出をしていく政策を新自由主義はとりまします。

この第三点との関連で言えば、我々の新しい欲望が引き出されて新しい市場が形成されていくケースが目につきます。例えば、「心のケア」、セクシュアリティ、「自分探し」、健康不安などです。これらは実は私がこしばらく追いかけてきた現象です。これらはいずれもエンドレスの欲望の源泉であり、新しい市場開拓の可能性大です。殖産興業の手段として利用価値がありますが、こうした欲望に振り回され、メディアによる意識操作に踊らされて消費行動に勤しんでいるうちに日常生活のコアの部分を見失ってしまいかねないという落とし穴があると言えます。

イタリアの社会学者、A・メルッチが『現在に生きる遊牧民』（原書Ⅱ一九八九年↓山之内靖ほか訳、

一九九七年、岩波書店にて「身体」に言及し、「今日ではアイデンティティの社会的属性は伝統的に「私的空間」のバリアによって保護されていた全ての領域に侵入している。消費、セクシュアリティ、感情関係はすべて「公的」介入の領域となっている」（邦訳一五二頁）と述べているのはまさにこうした事態の社会的説明といえます。もともとこうした事態は両義性を有しているともメルツチは指摘しているわけで、これでいいのかと悩む人の出現に期待を寄せています。この指摘は抵抗の可能性という点で重要です。例えば、健康不安意識は健康産業の市場をどんどん開いていきます。検査づけ、薬づけになつてかえって身体の失調に陥る人も出てくるでしょう。メタボ検診などあまりにも変なことを始めたのでおかしいと思っている人が医療の内側でも続出しています。そこから生まれた疑問の声や社会運動によって現行の医療制度の再考という道筋が見えてくるのかもしれない。

「貧困」は生活全般に及ぶものですが、「福祉国家」体制の中で形成され拡張されてきた社会権が新自由主義によって総じて危機に陥っていると云えます。例えば、憲法二十五条の「全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」が侵食されつつあります。貧困層が十分な医療を受けられなくなっている現状からこのことが問い直されねばなりません。

4. 「貧困」の語られ方に関する知識社会学的検討

さて、以上の状況認識を踏まえて報告タイトルにて予告しておいた本題に入りましょう。メディアに

よって「貧困」の何がどのように語られ、何が達成されているのか。そこから意図に反した効果が生まれてはいないか。それらの問題群について検討を進めてみます。

今、「貧困」をテーマにすることには積極的意味がもちろんあります。人々の関心がそこに集まるからです。ある程度の視聴率をとれるからマスメディアは「貧困」を取り上げるのですが、「貧困」をメディアが多く語るのは基本的に歓迎すべきことだと私は考えます。「格差」ではなく「貧困」という語を持ち出さねばならなくなっているのです。「格差」なら仕方がないが、「貧困」となるとそうはいかなくなりません。何とかしなければならぬ問題が起きていると意識することが誰しも多くなると思います。

具体的には次のようなテレビのドキュメンタリー番組が目立っています。NHKスペシャルと水島さんの勤務する日本テレビ系のNNNドキュメントのこの二年ほどのものを拾ってみました。以下の六作品があります。観た人から聞いたところでは、どれも力作で視聴者に訴える力において優れているようです。さきほど水島さんが一部をスクリーンに写して紹介した『ネットカフェ難民3居場所はどこに?』は生活が不安定でアパートを借りるのもままならぬためにネットカフェを泊まり歩く状況に追いやられている人々の日常生活を追った内容です。

○NHKスペシャル…①二〇〇六年七月十三日放送の『ワーキングプアく働いても働いても豊かに
なれない』、②同十二月十日放送の『ワーキングプアIIく努力すれば抜け出せますか』、③二〇〇

七年十二月十六日放送の『ワーキングプアⅢく解決への道』、

○日本テレビ系NNNドキュメント…④二〇〇七年一月二十八日放送の『ネットカフェ難民く漂流する貧困者たち』、⑤同六月二十四日放送の『ネットカフェ難民2く雇用が破壊される』、⑥二〇〇八年放送の『ネットカフェ難民3く居場所はどこに?』など。

ただマスメディアが多々報ずる「貧困」は受け手には実際にどのように届いているのか、あるいは、どのようにしか届いていないのかという関心から考えてみると、少々がっかりするような事実気づきます。例えば、この年末年始にテレビでは派遣村について随分と取り上げられました。この報道は、学生にはどう受け止められていたのでしょうか。先週、たまたまある学生と立ち話をしたのですが、彼女は「あの人たちはほんとうに努力してるんですか? 私は一生懸命にいろいろな資格を身につけて自分を高めようと努力しているのに、あの人たちは怠ってきたのだから仕方ないのでは」と反応してきました。多くの人の見方はこんなものなのでしょうね。彼女はまじめで標準的な学生の一人です。よりよい就職をめざし、資格取得に熱心になって三年生です。何もこのケースばかりではないでしょう。特に自分に余裕のない時などそうですが、我々の多くは自分の生活中心にしかものを考えられなくなってしまうって、より立場の弱い人への想像力が欠けてしまうのかもしれない。

例えば、湯浅誠さんが著書『反貧困』(二〇〇八年、岩波新書)で整理している「五重の排除」の認識

が重要です。つまり、①家族からの排除(親の虐待、家庭内暴力、引きこもりなど)、②教育からの排除(高校、大学に行けず、低学歴ゆえ就職に不利)、③仕事からの排除(非正規雇用ゆえ年金、健康保険、雇用保険、失業保険などなし)、④公的福祉からの排除(制度を知らない、拒否されたトラウマ)、⑤自身自身からの排除(「自分なんかどうなってもいい」が一つなりのものとなっているということです。本当は個人の問題ではなく、新自由主義社会の中で「滑り台」を滑るがごとくそのような状況に追いやられ、いったんその状況に陥ってしまうと復活が困難であるという構造の問題なのです。一生懸命やろうにも湯浅さんのいうところの「溜め」がさまざまな形で奪われているので、働く意欲すらわかなくなっているということです。悪循環に陥っているのです。

これらのことについて、教育の場でどう説明したら理解してもらえるか、大学教員としては努力すべきですね。例えば、秋葉原通り魔事件の犯人Kの生活史の考察など社会調査の授業で取り上げてみてもいいのではないかと思います。むしろ彼を免罪などできないものの彼の置かれた状況とそれに伴う生きづらさなどもっと理解されねばならないと思います。

5. 「貧困」報道の実際的な問題点

(1) 「けなげだ」から、「かわいそつだ」からという脈絡形成の効果

関連して言えば、生活保護にまでは至らぬものの、それにすれすれくらいの貧困層ほど新自由主義の

政策を支持してしまう構造があるようで気になります。実際「怠け者が生活保護を食い物にしている」という報道も後を絶たないのです。そうした報道を支えている意識とどう向き合えるのかということが気になってきます。

実際に「生活保護年収四百万円相当（四人家族）Ⅳワーキングプア」という状況があるようです。生活保護受給者が追い詰められた人たちの攻撃の対象になるのです。メディアも場合によっては、この構図に加担してしまうのではないかと思います。

例えば、「人権」を守るという認識ではなくて、「けなげだ」から、「かわいそうだ」から「恩恵」を与えましょうというレベルの意識を形成し強化してしまっていないのでしょうか？ 一例を挙げれば、NHKの「ワーキングプア」に出てくるホームレスの女性について彼女が「けなげな人」なので視聴者が好感をもって支持するという構図になったという考察があります。「けなげでない人」だとだめなのです。人権論的視点から社会権を擁護する立場からすれば、本人が好感を持てる人物か否かという基準で区別するのはナンセンスのはずです。これでは結果的に新自由主義の好む「個人の自己責任」論を後押ししてしまうのではないのでしょうか。

(2) 番組制作のために無理な取材をしてしまうことの効果

次に水島さんが配布した資料にも出てくるのですが、取材にまつわるテレビニュースやドキュメンタ

リーに好都合な人物をみつめて密着取材するのに現場ではかなり苦労しているらしいという問題に関わる問題があります。そのような人物につきまとうことのために実はいろいろな問題を発生させてしまっているのではないかということです。例えば、取材対象となる人の行為のうち、いかにもそれらしい部分ばかり強調して拾い出してしまおうということが起きているのです。

これは社会調査にも共通するジレンマです。ホルスタインとグブリアムによる『アクティヴ・インタビュー―相互行為としての社会調査』（原書一九九五年↓山田富秋ほか訳、二〇〇四年、せりか書房）のように調査主体も関わるダイナミックな状況そのものをインタビュー行為として捉えていくという切り抜け方があります。コミュニケーションとは個別的な状況の中で変わりうるものなのであり、そこにインタビューア―として関わる人との間でつくり出される関係性の様相も含めていこうという斬新な発想です。

そのような発想の転換はドキュメンタリーでも可能ではないのでしょうか。例えば、オウム信者の潜入取材を映画にして『A』という作品をとった森達也さんが『ドキュメンタリーは嘘をつく』（二〇〇五年、草思社）という本を出しています。これは良質の開き直りだと個人的には思います。簡単に言えば、森さんはドキュメンタリーの製作にあたっては、「中立」などということはありえないのだから、むしろどのようないい「嘘」をつけるかをこそ工夫すべきだというようなことを主張しています。

③ わかりやすくするため、福祉現場の職員を「悪者」に仕立ててしまうことの効果

水島さんの『母さんが死んだ』に対する久田恵「ニッポン貧困最前線―ケースワーカーと呼ばれる人々」(文藝春秋、一九九四年)文春文庫、一九九九年)の批判を読みました。亡くなった女性の男性との交友関係などに触れていないこと、福祉現場の職員の立場からの視点が弱いのではといったことが指摘されています。それへの水島さんの『母さんが死んだ』文庫版(現代教養文庫、一九九四年、社会思想社)「あとがき」の反論もあります。

私は大筋で水島さんの主張に賛同するものです。最も大きな論点について言えば、亡くなった女性の男性との交友関係などことさらに大きく報ずる必要はないと思います。それはプライベートに属することですから。ただ福祉現場の職員のたいへんさという問題は、水島さんのこのスタンスの書き方では見えにくいことも確かではと思いました。

それゆえ例えば、「福祉川柳事件」について再検討してみる必要を感じています。これは福祉職員が日頃の本音を同人誌で川柳にして表現してしまつた事件でして、一九九三年のことです。例えば「かねがない、それがどうした ここくんな」とか「親身ヅラ、本気じゃあたしや身がもたねえ」などという句が並んでいます。「ゆくたびに おなじはなしにうなづいて」とかいうのもありました。この句などは福祉現場に限らずありうるシーンですね。そうだよなあ、そういう人っているよなあと思わず笑つてしまうところがあります。

当然このように福祉職員が福祉対象となる人々を揶揄した川柳を発表し合っていたことが明らかにすると、世間からは福祉職員たるものがけしからんと批判を浴びましたが、考え方によってはこれはある意味では起こるべくして起こった事件だったのではないのかと思います。

例えば、水島さんのドキュメンタリーでは構図的に福祉職員が「悪者」になってしまふ。彼らも実は板挟みになっていろいろ苦労しているのだが、そこは見えなくなる。かくしてテレビの影響を受けた人が福祉職員を「悪者」視することになる。この視線は当人にとっては結構つらいだろうと思われる。職員だって息抜きもしたくなる。仲間うちで愚痴の一つも言いたくなる。それが身内のみの同人誌なのだからという安心感もあつて川柳という形で表現されてしまった。「福祉川柳事件」はたぶんそのような状況下で起きたのだらうと思われるのです。

水島さんに提案ですが、今度は「福祉川柳事件」を起こしてしまつた職員の側から福祉の現場のドキュメンタリーを描いてみてはどうですか。

6. まとめ 偽の対立構図の強調による本質の隠蔽から解決策へ

ーベーシック・インカムという構想は本当に非現実的なのだろうか？

福祉現場の職員と受給者の対立は実は偽の対立です。メディアは視聴者にわかりやすくするために「悪者」をつくってしまうのです。このような善悪の対立図式は不毛だし不要です。しかし同時にそのこと

を叩くばかりのメディア分析もまた生産的ではないといえます。私はドキュメンタリーの制作もメディア分析も自己目的化してはいけないと考えています。よりよい社会システムの構想こそが肝心なのであり、そのために資するドキュメンタリーの制作、メディア分析でないとならないと思っています。

それなら、どうしたらいいのか。この会場にはいろいろな立場の方がおいでのようですから意見を聞いてみたいと思います。生活保護をよりよいものとしていく道もあるでしょうが、生活保護という制度そのものの限界を問い、それとは別の方法を考えてみるという道もあります。私が魅力的な方法の一つとして注目しているのは、ベーシック・インカム（基本的所得保障）です。これについては例えば、堅田香緒里、山森亮「分類の拒否―「自律支援」ではなく、ベーシック・インカムを」(『現代思想』二〇〇六年十二月号)などに紹介があります。全ての人々に無条件に基本的所得を保証しようというこの考え方に対してはいろいろな批判が出ていますが、果たしてベーシック・インカムという構想は本当に非現実的なのでしょうか。ガルブレイスが「豊かな社会」では無理に雇用を作る必要などないと述べてベーシック・インカムに近い主張をしていたようです。我々の基本的生き方との関連で考え直していいアイデアの一つだろうと思います。

白石嘉治さんへのインタビュー記事「格闘する思想」(『週刊金曜日』二〇〇八年十二月十九日号)も最近、目にしました。そこから印象的な表現を引用しておきます。今後の討論に役立てば幸いです。

「いま健康保険があります。十九世紀には夢だった。金持ちじゃないと医者にかかれなかった。(中略)二十世紀になると、健康保険が現実のものとなる。米国や中国などの例外はあるが、一応あったほうがいいというコンセンサスはある。(中略)とにかく、もともとライフですから、生命も生活も分断できない。ベーシック・インカムは健康保険とともに、生の営みそのものを無条件かつ普遍的に保障する。それは生存のみならず、表現の自由に現実的な裏付けを与えるものです」(白石二〇〇八)。

「貧困」を語るとする場合の我々自身のスタンスやセンスをもっと柔軟にしてみるべきなのではないのが最後に私の言いたいことです。

付記

その後、読んだ市野川容孝・杉田俊介・堀田義太郎の鼎談「ケアの社会化」の此／彼岸(『現代思想』三十七卷二号、二〇〇九年二月号所収)では、ネオリベラリズムとベーシック・インカムについて本稿とは異なる見解が語られている。市野川は、フーコーの一九七九年度の講義記録をまとめた『生政治の誕生』(慎改康之訳、筑摩書房、二〇〇八年)の参照を求めている。フーコーはそこで、新自由主義の一種といえる一九三六年以降のドイツのオルド自由主義について論じているのだが、それを単に「福祉切り捨て」とはみていない。フーコーのこの視点を拠り所として市野川は、新自由主義をむしろ個人をリスクの緊張感の中に置き続け、「気遣うこと」としての本来の「ケア」を個人から収奪しないという意味でよりよい福祉を推進する要素さえ含むもの

と考えているようである。

またこの鼎談ではベーシック・インカムについてはネオリベリズム、社会的排除と結びつくことが懸念されている。市野川が七〇年代フランスでのジスカルデスタン政権によって「もはや完全雇用に重点を置かないような経済政策」がとられた実例に触れつつ「社会的排除とも連動しうるがゆえに私自身は、賃労働を生存の条件しない点に大きな可能性と重要性を見出しつつもベーシック・インカムという構想には手放しでは乗れないでいます」と発言したのを受けて、堀田も「負の所得税を導入すれば、最低賃金法のような規制も必要なくなるし、生活だけ保障すればいいから安く済むし、すぐにクビが切れるし」という話ですね」と応じている。ここでは能力のない人間はベーシック・インカムで生活保障はするから雇用という形での社会参加は諦めよという社会になることが危惧されている。いずれも重要な論点であると思われる。

なお、ネオリベリズムについては、橋本努『帝国の条件―自由を育む秩序の原理』（二〇〇七年、弘文堂）がネグリ『帝国』のラディカルな思索を強く意識しつつ、本稿とは全く別の視点からの精密な解説を展開している。またベーシック・インカムについては、山森亮『ベーシック・インカム入門』（二〇〇九年、光文社新書）も二月に刊行されたので併せて参照されたい。

新自由主義改革・貧困問題を憲法学から どう考えるか

札幌学院大学法学部教授 清水 雅彦

はじめに

昨今の貧困問題は、確かに現実に生存が脅かされるほどの大変な状況ですが、現象面だけ見て「大変だ、大変だ」と言っているだけでは何の解決にもなりません。この昨今の貧困はなぜもたらされたのか。これに対して、どのような解決策が考えられるのか。こういったことも、社会科学を研究する者が解明していく必要があるでしょう。さらに、私は憲法学が専門ですので、憲法の観点からこれらの問題を考えていきたいと思います。

一 新自由主義改革と貧困問題

新自由主義改革とは

最初に端的に述べておけば、昨今の貧困をもたらした大きな要因としてあるのは、この間、日本でも行われてきた新自由主義改革です。

まず、新自由主義改革の問題を検討する前に、基本的問題として確認しておかなければならないことは、以下のことです。まだ資本主義経済が未熟であった頃は、一国の経済が国内で完結していました。それが、生産活動の拡大と共に、「生産の社会化」は「生産の世界化」ともいえるようになっていきました。やヒト・モノ・情報が国境の壁を越えて移動・流通する状態にまで至っています。そう、グローバルイズムの問題です。

日本でも、一九七〇年代から日本企業の海外直接投資が急増し、一九八〇年代には企業の多国籍化が進みます。特に一九九〇年代末以降、ソ連・東欧の崩壊により新たな市場が誕生した後、市場を巡って資本主義諸国間の競争はさらに激化したといえます。

ところで、第二次世界大戦前の恐慌対策や大戦後の東側諸国との対抗から、西側諸国ではケインズ主義が採用され、「大きな政府」路線をとりました。しかし、一九七〇年代末、特に八〇年代から市場化・民営化・規制緩和などの政策を実行するイギリスのサッチャリズム、アメリカのレーガノミクスが出てきます。これが新自由主義改革でした。

貧困問題とは

貧困問題についても、まず確認しておかなければならないことは、相対的貧困化と絶対的貧困化の問題です。これまでも日本では相対的貧困化が進展していましたが、相対的貧困化は他者と比較して理解

できる格差の問題のため、特に高度経済成長期のような右肩上がりの時期にはどうしても気がつきにくい問題でした。しかし、データから見れば明らかなように、二〇〇八年末の金融危機・経済不況までのことですが、「バブル景気」を超える景気拡大が続き、六大金融・銀行グループなどを筆頭に大企業の業績が伸び続けた一方、労働者の年間平均賃金は一九九七年の四六七・三万円に対して、二〇〇五年には四三六・八万円に減っています。製造業の時間当たり賃金伸び率についても、一九九九年が百とすると、日本は二〇〇三年に九十九となっており、上昇している英米独仏と対称的です。そして、二〇〇〇年にOECD加盟国の中で、日本はアメリカに次いで相対的貧困率の高い国になっています。

絶対的貧困化についても、従来は特定の地域・世代などに限られ、少数のため気がつきにくい問題でした。既にホームレスは、山谷（東京）・寿町（横浜）・釜ヶ崎（大阪）などにいたにもかかわらず。ところが最近、絶対的貧困が地域・世代に関係なく普遍化し、量的に飛躍的に拡大したため、顕在化したわけです。

二 日本における新自由主義改革

主要な改革の内容

日本における新自由主義改革は、同時期のイギリス・アメリカに合わせるべく、一九八〇年代の中曽根政権でまず実施されました。中曽根政権は、民間活力導入、国公有地等売却、三公社（電電公社、専

売公社、国鉄）民営化などを実行したのです。この狙いは、有り余った資本の新たな投資先の確保にあります。これにより土地と株に資本が投資されるのです（この結果、バブル景気に至りますが、あえなくはじけて長期不況をもたらします）。

その後も一九九〇年代の橋本政権では、行政・財政・経済・金融・社会保障・教育の六大改革が実行され、二〇〇〇年代の小泉政権では、年金・医療・労働分野での改革と国立大学等の独立行政法人化、郵政民営化法案の可決などの構造改革が実行されました。

改革の「光」と「影」

これらの改革の結果、何が起きたでしょうか。「改革の光」は、先にもあげた「バブル景気」を超える景気拡大や大企業を中心とする企業の業績が伸び続けたことです。また、「ホリエモン」など「IT長者」も誕生しました。

これに対して「改革の影」はどうでしょうか。橋本改革の成果が開始する一九九〇年代末から、失業率が五%を、ホームレスが二万人を、自殺者が年間三万人を（一九九八年から十年連続）越えるようになり、生活保護受給世帯も増え続けました（その後、二〇〇五年には百万世帯を越えます）。

これがさらに二〇〇〇年代の小泉改革の結果、国民健康保険滞納世帯が二〇〇〇年の三百七十万世帯から二〇〇六年の四百八十万世帯にまで膨れ上がり、貯蓄ゼロ世帯率は二〇〇五年に二四%に、格差を

示す指標であるジニ係数も増え続けました。その結果、一九八〇年代前半は所得上位二〇%と下位二〇%の格差は十倍以内でしたが、二〇〇二年には百六十八倍にまで広がります。最近では、非正規雇用労働者も二〇〇八年に三四%にまで増え、年収二百万円以下の労働者が二〇〇六年に一千万人を越えます。

三 憲法学からの考察

日本国憲法の評価

ところで、憲法とは基本的に国家権力制限規範です。特に、封建制社会を打倒した主に十八世紀の市民革命後に制定された近代憲法は、必要悪の国家をいかに規制するかが最大の目的でした。しかし、二十世紀に入り、国家の介入により社会権を保障するようになった現代憲法の下では、国家が憲法理念を積極的に実現することが求められる側面も出てきました。日本国憲法は二十世紀に制定された憲法であるため、近代憲法のみならず現代憲法の特徴を兼ね備えた憲法です。

では、日本国憲法が国家にどのような理念の実現を要求しているかを具体的に見ていく前に、日本国憲法の特徴を概観しておきます。日本国憲法は二十九条一項で私有財産制度を保障しているため、基本は資本主義憲法といえます。とはいえ、二十九条二項で公共の福祉による財産権の制約を認めているため、修正資本主義を容認しているといえます。さらに、二十五条で生存権、二十七条で勤労の権利、二十八条で労働基本権を保障しているため、これらの実現の仕方によっては社会民主主義的な政策実現も

可能になります（ただし、社会権規定を法・政治・イデオロギーといった上部構造から考えると、労働運動・社会主義運動の成果と同時に社会主義革命を恐れた資本家の譲歩という側面がありますが、生産力と生産関係といった下部構造から考えると、資本主義体制を維持していくために必然的だったとの評価もできます）。

日本国憲法の可能性

では具体的に、日本国憲法を使って昨今の新自由主義改革・貧困問題にどう立ち向かえるのでしょうか。大きく六点ほど指摘しておきます。

第一に、前文二段は基本的には平和主義に関する規定とはいえ、国内外の社会構造から生じる貧困・飢餓・抑圧・差別・疎外などの構造的暴力を解消する理念を掲げ、二十五条で生存権を保障しているため、憲法は絶対的貧困の解消も目指しているといえます。二十五条に資本主義という体制の犠牲者を社会全体で救済する意図も読むべきでしょう。

第二に、十四条一項の法の下での平等規定と、二十五条の健康で文化的な最低限度の生存保障規定から、特に女性や非正規雇用労働者など経済的弱者が強いられている経済的格差是正も憲法は一定の範囲で要求しているでしょう。

第三に、二十二条一項の居住移転の自由規定から、ホームレスなどを強制的に排除することは問題で

あり、二十五条の生存権の保障規定から、生活保護を必要としている人々への保障が必要になるでしょう。第四に、十四条一項及び二十六条一項の規定から、親の所得の違いにより受ける教育に大きな差が生じないような教育格差の是正も求められるでしょう。

第五に、二十七条一項の規定とこれに基づく各種労働法によって、国民には権利として勤労が保障されます。

以上は、国家が国民に保障しなければならない主要な憲法上の規定ですが、国民も国家任せだけではいけません。第六に、二十八条は労働者に労働基本権を保障しています。十二条に自由・権利の保持責任があるように、国民自身も自らの問題について闘うことが求められています。

おわりに

このように具体的に見てきてわかることは、憲法の観点から新自由主義改革の是正や貧困問題の解消は可能であるということです。国民も今の状況を変えるために声を上げ、国家に憲法理念を実現させていくことが求められています。

(関連する日本国憲法条文)

・前文二段「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利

を有することを確認する。」

・十二条 「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。」

・十四条一項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。」

・二十二条一項「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」

・二十五条一項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

・二十五条二項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

・二十六条一項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」

・二十七条一項「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」

・二十八条 「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」

・二十九条一項 「財産権は、これを侵してはならない。」

・二十九条二項 「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」

札幌学院大学総合研究所について

札幌学院大学の前身である札幌文科専門学院の創設は一九四六年、爾来、「学の自由」「独創的研鑽」「個性の尊重」を大学の理念として、研究と教育にあたってきました。本研究所は、これまでの札幌学院大学の研究活動の蓄積を継承し、学内の研究活動のいっそうの活性化、研究成果の積極的な発信と地域社会への貢献を目的に、二〇〇八年四月に設立されました。本学は五学部八学科からなる文系総合大学で、百二十名を超える研究者が所属しています。その専門領域も、経営学、経済学、法学、社会学などの社会科学を中心に、心理学や言語・文化研究など人間の生活に関する多様な領域を網羅しています。本研究所はこうした強みを生かして、学際的な研究活動を展開していきたいと考えています。

研究所が発刊する学術的な定期刊行物(研究紀要)には、「商経論集」「人文学会紀要」「札幌学院法学」「社会情報」「情報科学」があります(二〇〇九年三月時点)。また大学として、これまで「札幌学院大学選書」として多くの学術成果を単行本として公開してきました。これに加えて、より親しみやすいブックレットを公開していきたいと考えています。ご意見・ご感想を賜れば幸いです。

札幌学院大学総合研究所長・人文学部教授 松 本 伊智朗

伊藤雅康

憲法研究者。「働きがい」とも呼ぶべきものを働く人々の権利の問題として語れないか、との観点から、労働者の経営参加権のテーマを中心に研究活動を行う。札幌学院大学法学部教授。選挙制度、平和主義、憲法改正論などが時事的に話題になるときは、学外でも話す機会を大切にしている。最近の論文は「労働者の参加権と憲法院」（札幌学院法学二十巻二号、二〇〇四年）、一般向け書籍として、「現代憲法入門」（共著、一橋出版、一九九六年）など。

水島宏明

テレビジャーナリスト。日本テレビ解説委員。二十年以上にわたって、日本の「貧困」を対象に取材を続ける。ロンドン特派員、ベルリン特派員として海外取材経験多数。一九八七年の札幌市における母子世帯餓死事件を取材したドキュメンタリー「母さんが死んだー生活保護の周辺」で、ギャラクシー賞受賞。造語「ネットカフェ難民」が〇七年流行語大賞トップテン。芸術選奨・文部科学大臣賞受賞。製作番組「母さんが死んだー生活保護の周辺」「ネットカフェ難民」など。著書「ネットカフェ難民と貧困ニッポン」（日テレノンフィクション001、日本テレビ放送網、二〇〇七年）ほか。

片山一義

札幌学院大学経済学部准教授。社会政策、労働問題研究。主な研究テーマはアメリカにおける労働者供給業、労働史、および職業紹介制度の形成史。労働者供給業、労働請負制度がアメリカ社会においてどのように発生したか、すなわち労働者派遣業の源流について関心をもつ。編著に『地域のくらしと高齢化社会』（日本経済評論社、一九九七年）など。

井上芳保

札幌学院大学社会情報学部教授。専門は知識社会学・臨床社会学。主要研究テーマは、現代人の生きづらさ、卑俗な欲望の肥大化とその利用のされ方。これまで自己啓発セミナーによる「恨みつらみの処理と癒しの商品化」、アムウェイ等のダイレクトセリングによる「名誉心の商品化」、「セックス奉仕隊」等の新しいセクシュアリティ文化構築の動向などを調べてきた。現在は健康不安意識の広がり医療のある部分での過剰に関心がある。編著に『心のケアを再考する』（現代書館、二〇〇三年）、『セックスという迷路』（長崎出版、二〇〇八年）など。

清水雅彦

札幌学院大学法学部教授。専門は憲法学、主要研究テーマは平和主義、監視社会論。国家権力制限規範としての憲法の観点から、いかに軍事及び警察活動に制約を課し、それによって人権を保障していくのかについて関心がある。単著に『治安政策としての「安全・安心まちづくり」』（社会評論社、二〇〇七年）、共著に『クローズアップ憲法』（法律文化社、二〇〇八年）、編著に『平和と憲法の現在』（西田書店、二〇〇九年）がある。

松本伊智朗

札幌学院大学総合研究所長・人文学部教授。社会福祉論・貧困研究。主な研究テーマは、子どももの貧困と社会的排除、要養護児童の社会的自立、子ども虐待問題の日英比較など。編著に「子ども虐待 介入と支援のはざままで」ケアする社会の構築に向けて」（明石書店、二〇〇七年）、「子どももの貧困ー子ども時代のしあわせ平等のために」（明石書店、二〇〇八年）など。

札幌学院大学総合研究所 BOOKLET No. 1

今日の日本社会と人権

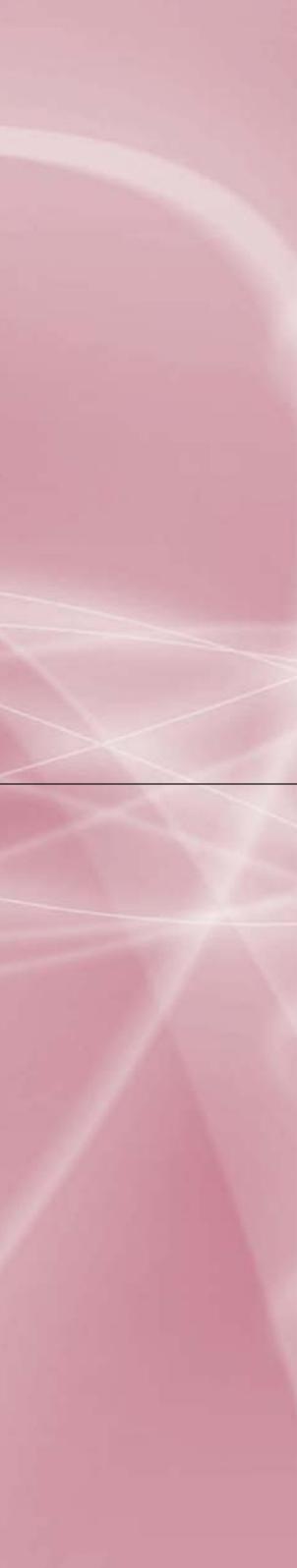
札幌学院大学総合研究所発足記念講演会・シンポジウム

松本伊智朗 伊藤雅康 水島宏明
片山一義 井上芳保 清水雅彦 著

2009年3月31日 発行

発行 札幌学院大学総合研究所
江別市文京台 11 番地
(011)386-8111

印刷 (株)アイワード



札幌学院大学総合研究所

BOOKLET No.1